

R2 宮繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書-1	E-01	電気設備特記仕様書
A-02	特記仕様書-2	E-02	電灯設備 2階 平面図
A-03	付近見取図・配置図	E-03	感知器設備 2階 平面図
A-04	外部・内部 仕上表	P-01	管工事 仕様書
A-05	動かせない棚・物品、1・2階平面図	P-02	消火設備 2階平面図（改修）
A-06	仮設足場計画 1・2階平面図、仮設計画断面図		
A-07	仮設計画断面図		
A-08	既存 1階 天井伏図		
A-09	既存 2階 天井伏図		
A-10	2階 吊ボルト用鉄骨下地天井伏図		
A-11	矩計図		
A-12	斜め天井詳細図・A部正面鉄骨図		
A-13	既存 中2階 梁伏図		
A-14	既存 小屋伏図・トップライト梁伏図・部材リスト		
A-15	各部天井取合詳細図-1（参考図）		
A-16	参考図-1（軽量天井部材一覧表）		

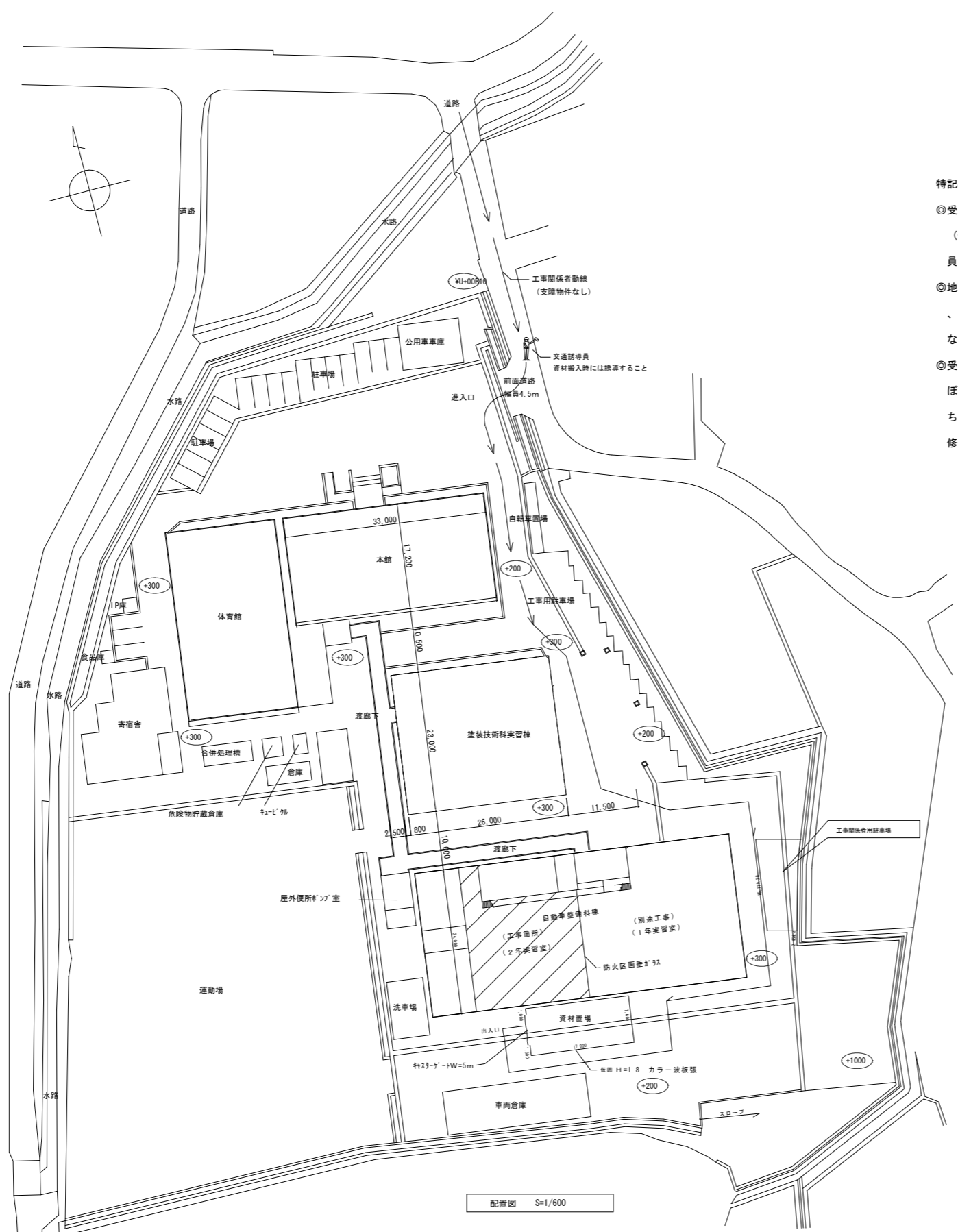
課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 R2営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事</p> <p>2. 工事場所 阿南市桑野町岡元</p> <p>3. 工事種目 自動車整備科実習棟（鉄骨造2階建て）の天井改修工事</p> <p>・床面積 1階 1,248.00㎡ 2階 146.70㎡ 合計 1,394.70㎡</p> <p>4. 工事区分 建築工事、電気設備工事、管設備工事</p> <p>5. 工期 工事完成年月日は令和 年 月 日とする。</p>		<p>章 項目</p> <p>1 章 一般共通事項</p>	<p>3. 安全衛生管理</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>4. 工事現場管理</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎電気保安技術者 適用無</p>	<p>章 項目</p> <p>1 章 一般共通事項</p>	<p>5. 施工調査</p> <p>◎天井解体前に照明器具を取り外し、保管すること。天井完成後に再取り付けを行うため。</p> <p>6. 材料・製品等</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築材料等評価名簿(最新版)に記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事目的物及び指定の動かせない物の養生を行うこと。</p>
--	--	-------------------------------	---	-------------------------------	---

<p>II. 建築工事仕様書</p> <p>1. 適用基準等</p> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</p> <p>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。</p> <p>・本工事においては、8:30分から17:00までの間で行うこととし、早出、残業が有る場合は事前に届出し承諾を得る事。</p> <p>・工事用車両の駐車場は場内には利用出来るが台数が限りが有る為資機材搬入、作業員が1次的に荷降しする以外は敷地内に置く事は良いが台数を極力少なくする事。</p> <p>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>・天井部分の取壊し工事は8:30から17:00時までとし、人力で解体する。</p> <p>・休日・夜間作業届は施設管理者と協議の上決定事項を速やかに営繕課、係員に連絡すること。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。</p> <p>ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>	<p>章 項目</p> <p>1 章 一般共通事項</p>	<p>1. 適用基準等</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に4日配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられていない。</p> <p>・警備員は、延4人(昼4人)を見込んでいる。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)</p> <p>も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材 設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込み作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>章 項目</p> <p>1 章 一般共通事項</p>	<p>種 類 廃ラフ</p> <p>会社名 (財)徳島県環境整備公社(構)阿南市橋町小勝187番の地先</p> <p>運搬距離 10.1km</p> <p>処分単価 22,700円/t</p> <p>種 類 石管ボード</p> <p>会社名 (有)青藍</p> <p>所在地 阿南市桑野町尾花117番地</p> <p>処分地 阿南市桑野町尾花117番地</p> <p>運搬距離 2.9km</p> <p>処分単価 23,000円/t</p> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーズン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	<p>章 項目</p> <p>7. 施工</p> <p>8. 技能士の適用</p>	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する監督員の出向いた時、又は 徳島県営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品・質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等を指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">○印・・・適用作業</th> </tr> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>◎とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・各種防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td>建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">塗装</td> <td rowspan="5">内装仕上げ施工</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カーテン工事作業</td> <td>・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td></td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調と機器施工</td> <td>・冷凍空調と機器施工作業</td> </tr> </table>	○印・・・適用作業			工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	◎とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・各種防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業		かわらぶき	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業		・木製建具機械加工作業		・アルミ製室内建具製作作業		サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ガラス工事作業	塗装	内装仕上げ施工	・建築塗装作業	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業	・ボード仕上げ工事作業		カーテン工事作業	・木質系床仕上げ工事作業	表装		・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調と機器施工	・冷凍空調と機器施工作業
○印・・・適用作業																																																																																			
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																	
仮設	とび	◎とび作業																																																																																	
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																	
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																	
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																																																																																	
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																	
防水	防水施工	・各種防水工事作業																																																																																	
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																	
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																	
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																	
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																																	
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																	
左官	左官	・左官作業																																																																																	
建具	建具製作	・木製建具手加工作業																																																																																	
		・木製建具機械加工作業																																																																																	
		・アルミ製室内建具製作作業																																																																																	
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																	
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																																																	
塗装	内装仕上げ施工	・建築塗装作業																																																																																	
		・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																	
		・カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																	
		・鋼製下地工事作業																																																																																	
		・ボード仕上げ工事作業																																																																																	
	カーテン工事作業	・木質系床仕上げ工事作業																																																																																	
表装		・表具作業 ・壁装作業																																																																																	
配管	配管	・建築配管作業																																																																																	
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																	
機械設備	冷凍空調と機器施工	・冷凍空調と機器施工作業																																																																																	

<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事</p> <p>●図面名 特記仕様書-1</p>	<p>●図面番号 A-01</p> <p>●縮尺 NON</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号</p> <p>徳島市文六町山端18-5</p> <p>関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号</p> <p>TEL 088-636-2712</p> <p>管理建築士</p>
--------------------	--	--	---

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項															
1章 一般 共通 事項	9. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>-</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>-</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	2章 改修 仮設 工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	3章 内装 改修 工事	1. 吊ボルト受け鉄骨	◎鋼材は次による。
	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																				
	3千万円未満	-	1回																				
3千万円以上5千万円未満	-	2回																					
5千万円以上1億円未満	1回	2回																					
1億円以上	2回	3回																					
2. ベンチマーク	◎ベンチマークの設定は、BM(±0)を実習棟 1階FL とする。 ただし、監督員の指示により決定する。	2. 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする。																				
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	3. グラス繊維ボードその他のボード張り	◎野縁等の種類は、屋内19型、改標仕様6. 6. 11による。 ◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン等における耐風圧性を考慮した補強は、天井工法標準図(参考図)による。 ◎日本耐震天井施工共同組合(JACCA)耐震施工技術者による施工管理がなされる事とする。																				
10. 完成図書	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原因版) ・工事写真(写真帳1部(・着事前・竣工)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は下記による。 2年実習室及び完成検査室の床養生：床全面に養生シート敷き、上にベニヤt=3敷詰め。	4. 天井点検口	◎天井 アルミ製450×450 顔縁タイプ 内柵落下防止ワイヤー付き。										
区分	サイズ																						
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																						
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																						
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																						
11. 火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・ 設けない)	4. 塗装 改修 工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																	
12. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・ 出来ない) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・ 出来ない) ただし、施設管理者と協議すること。子メータ設置し精算する事。	1. 一般事項	◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ◎快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																		
		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事 ●図面名 特記仕様書-2	●図面番号 A-02 ●縮尺 NON	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士																

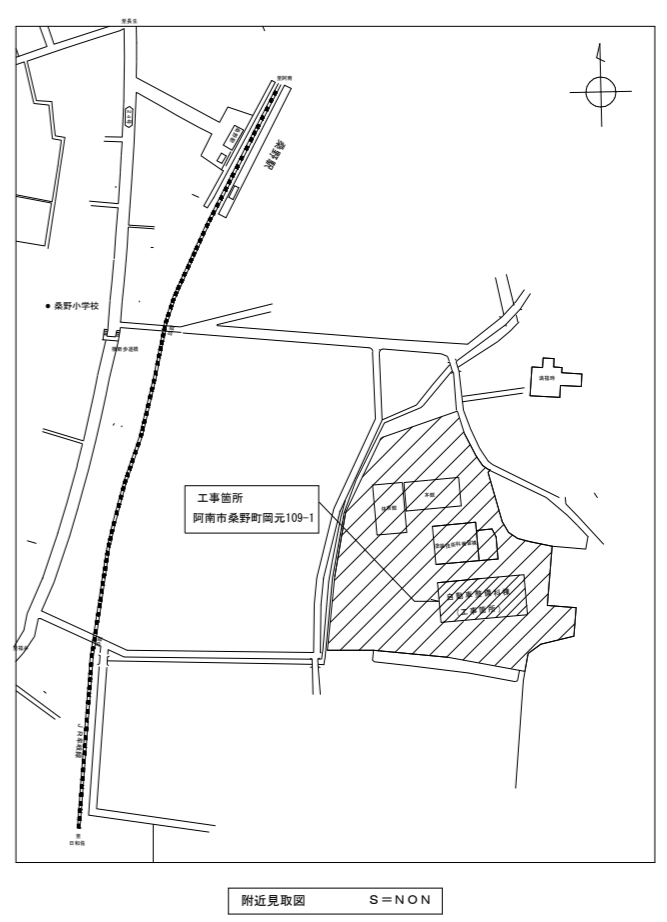


特記事項

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

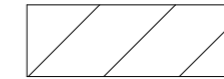
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



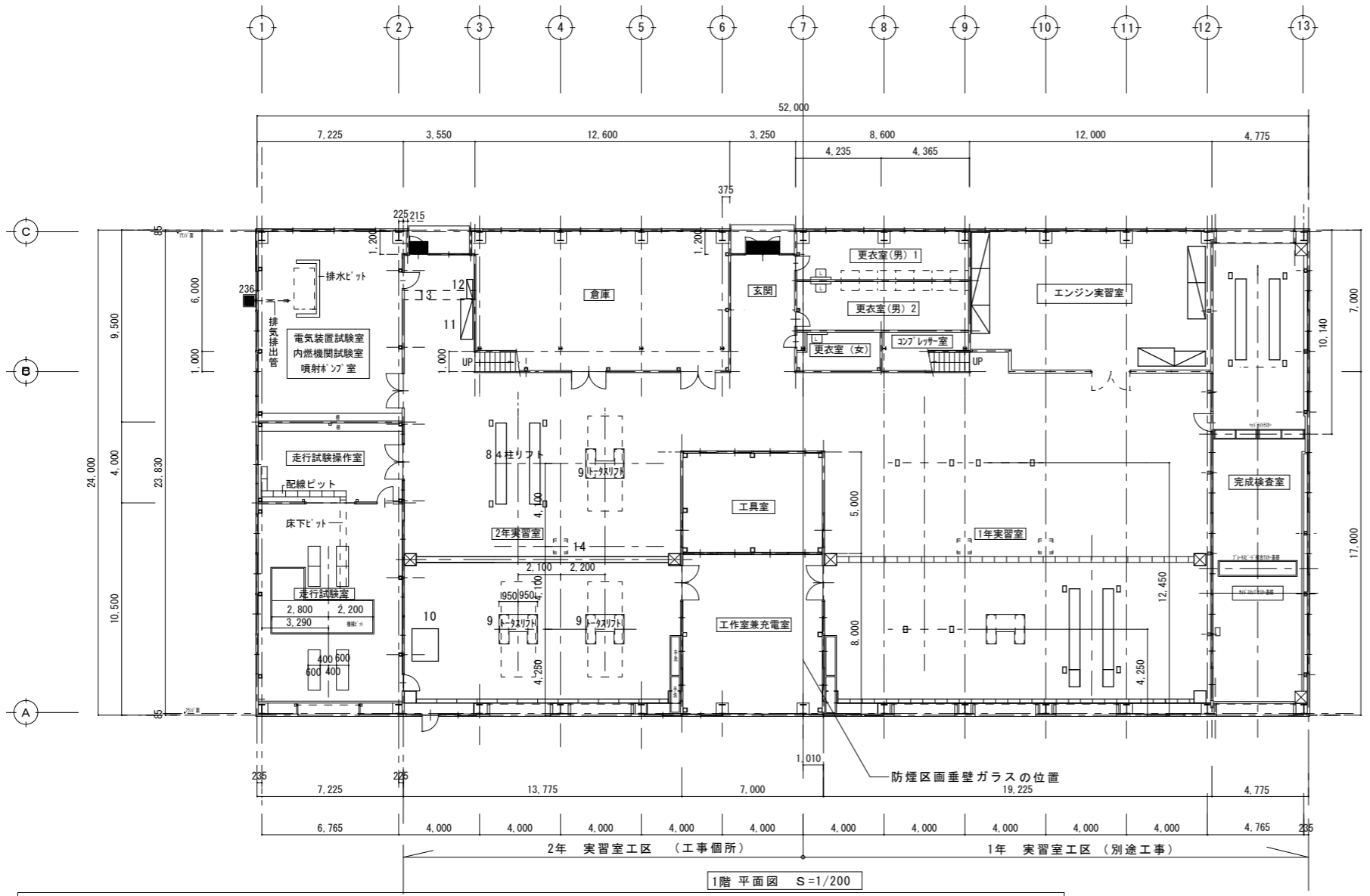
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事 ●図面名 附近見取図・配置図	●図面番号 A-03 ●縮尺 S=1/600・NON	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号 管理建築士
-------------	--	-------------------------------------	---

外部仕上表											
屋根	折版葺 (ｶﾞﾙﾊﾞﾆｳﾑ鋼板t=0.6 山高180、h't'折) 不燃断熱材 t=5裏貼	既存のまま	ポーチ	床モルタル押・天井 V.P塗 (ケイ酸カルシウム板 t=6目透張)	既存のまま						
壁	A.L.C版 t=120横張、吹付タイル	既存のまま	パラベット	A.L.C版 t=120横貼の上吹付タイル	既存のまま						
腰	コンクリート打ち放しの上吹付タイル	既存のまま	笠木	アルミ笠木 (既製品W=250)	既存のまま						
巾木	コンクリート打ち放しのまま H=400	既存のまま	縦樋	カラスステンレス (既製品) 105φ	既存のまま						
庇	アルミP.L t=2.0加工・フッ素樹脂焼付塗装	既存のまま	軒樋	塩ビ製角樋W=150	既存のまま						
トフライ	アルミサッシ	既存のまま									
犬走り (ｽﾛｰﾌﾟ)	コンクリートコテ押 (目地切)	既存のまま									

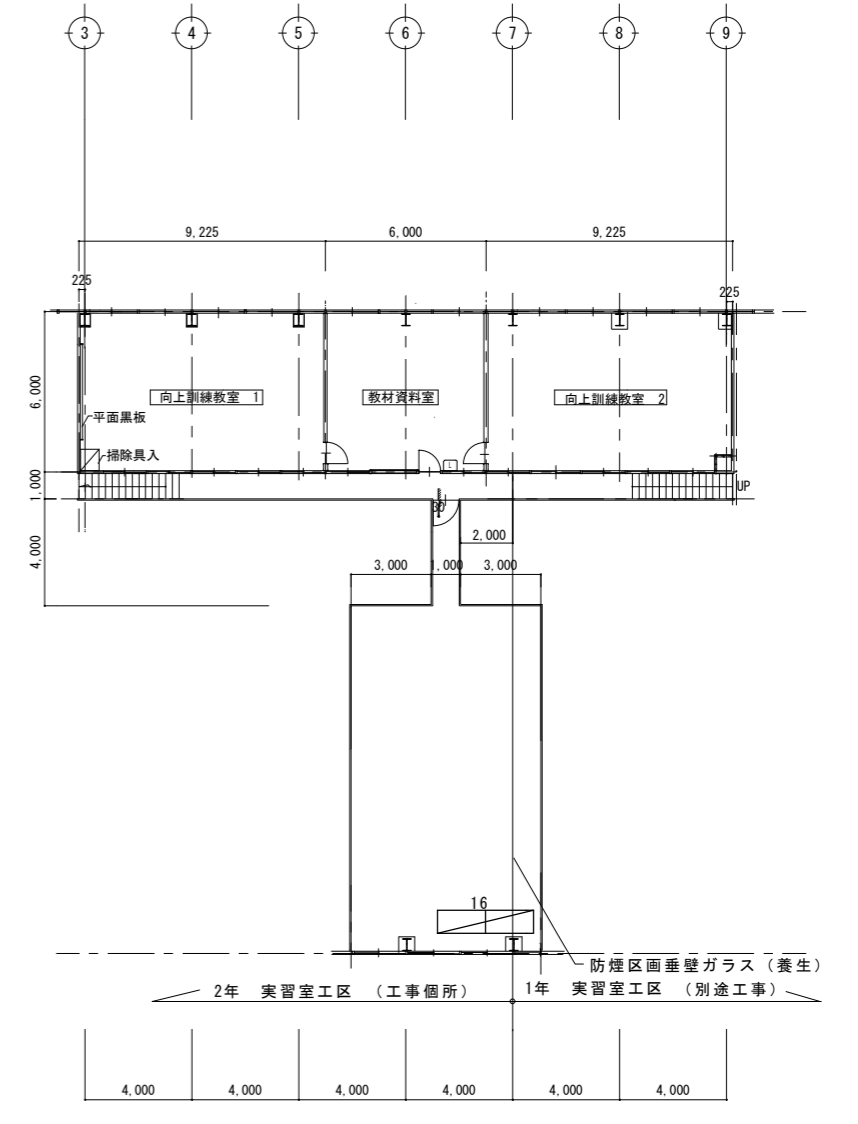


改修外の部分を示す

内部仕上表													
階	室名	床	F.L.高さ	下地	巾木	壁	下地	天井	下地	廻り縁	C.H	備考	
1階	1・2年実習室	無機質硬質塗床t=5 (コンクリートコテ押)	既存のまま (1F.L) +0 既存のまま	C 既存のまま	VP塗ﾓﾙﾀﾙ押 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000 撤去処分 システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@910×910 に新設	LGS撤去処分 LGS新設	ｽﾃｰﾙ撤去処分 ｽﾃｰﾙ新設	5,900 既存のまま	排水ピット、手洗い 既存のまま ホースリール 既存のまま	
	工具室	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	A.E.P塗 (ケイ酸カルシウム板 t=6目透し張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま 2800 既存のまま		
	工作室兼充電室	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	VP塗ﾓﾙﾀﾙ押 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	A.E.P塗 (ケイ酸カルシウム板 t=6目透し張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま 2500 既存のまま	排水溝、黒板 コンクリート架台 既存のまま 既存のまま	
	完成検査室	(コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	VP塗ﾓﾙﾀﾙ押 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000	LGS撤去処分	ｽﾃｰﾙ撤去処分	5,900 既存のまま	排水溝、排水スリット 機械基礎、テスター受金物 既存のまま 既存のまま	
	エンジン実習室	無機質硬質塗床t=5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000 撤去処分 システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@910×910 に新設	LGS既存のまま	ｽﾃｰﾙ撤去処分	5,900 既存のまま	排水溝	既存のまま
	電気装置試験室 内燃機関試験室 噴射ポンプ室	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000	既存のまま	LGS既存のまま	既存のまま	3,400 既存のまま	排水スリット 配管ピット 機械基礎 既存のまま 既存のまま
	走行試験室操作室	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	岩綿吸音板 t=9張 (PB t=9.5捨張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま	3,400 既存のまま	配管ピット・棚 既存のまま
	走行試験室	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	既存のまま (システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000)	既存のまま	LGS既存のまま	既存のまま	3,400 既存のまま	排水スリット 配管ピット 機械基礎 既存のまま 既存のまま
	倉庫	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	D.P.L現し S.O.P塗	既存のまま	LGS既存のまま		2,400 既存のまま	
	更衣室 (男・女)	長尺塩ビシート貼 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塩ビ巾木 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	A.E.P塗 (ケイ酸カルシウム板 t=6目透し張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま	2,500 既存のまま	面台 (SUS304) 既存のまま
	玄関	無機質硬質塗床t=5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	VP塗ﾓﾙﾀﾙ押 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	A.E.P塗 (ケイ酸カルシウム板 t=6目透し張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま	2,500 既存のまま	
	コンプレッサー室	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	塗床立上 H=100 既存のまま	ガラスウールt=25 (ガラスクロス、インサレーション止め)	既存のまま 既存のまま	A.L.C 既存のまま	ガラスウール t=25 (ｶﾞﾗｽｸﾞﾗｽ、ｲﾝｻﾚｰｼﾞｮﾝ止) 下地P.B.12.5捨張	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	2,300 既存のまま	
2階	向上訓練室1・2	塩ビタイル貼 (モルタルコテ押)		C 既存のまま	木製SOP塗 H=100 既存のまま	A.E.P塗 (P.B.12.5/9張)	既存のまま	LS 既存のまま	岩綿吸音板 t=9張 (PB t=9.5捨張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま 2,840 既存のまま	掃除用具、カーテンBOX 黒板、掲示板 既存のまま 既存のまま
	教材資料室	塩ビタイル貼 (モルタルコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	木製SOP塗 H=100 既存のまま	A.E.P塗 (P.B.12.5/9張)	既存のまま	LS 既存のまま	岩綿吸音板 t=9張 (PB t=9.5捨張)	既存のまま 既存のまま	LGS既存のまま	塩ビ既存のまま 2,840 既存のまま	カーテンBOX、黒板 面台 (SUS304) 既存のまま 既存のまま
	部品置場	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま -30	C 既存のまま	モルタルコテ押 H=100 既存のまま				システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000 撤去処分 システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@910×910 に新設	LGS撤去処分 LGS新設	ｽﾃｰﾙ撤去処分 ｽﾃｰﾙ新設	2,870 既存のまま	手摺 既存のまま
	廊下	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	C 既存のまま	SOP塗 (鉄骨面) 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000 撤去処分 システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@910×910 に新設	LGS撤去処分 LGS新設	ｽﾃｰﾙ撤去処分 ｽﾃｰﾙ新設	2,840 既存のまま	手摺 既存のまま	
	階段	防塵塗床 t=0.5 (コンクリートコテ押)	既存のまま	S 既存のまま	SOP塗 (鉄骨面) 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000 撤去処分 システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@910×910 に新設	LGS撤去処分 LGS新設	ｽﾃｰﾙ撤去処分 ｽﾃｰﾙ新設		手摺 既存のまま	
1・2年実習室	無機質硬質塗床t=5 (コンクリートコテ押)	既存のまま (1F.L) +0 既存のまま	C 既存のまま	VP塗ﾓﾙﾀﾙ押 H=100 既存のまま	EP塗 (A.L.C版素地) 既存のまま EP塗 (ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し) 既存のまま	A.L.C 既存のまま	システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@1000×1000 撤去処分 システム天井 (ガラスウールt=25) スチールバー@910×910 に新設	LGS撤去処分 LGS新設	ｽﾃｰﾙ撤去処分 ｽﾃｰﾙ新設	5,900 既存のまま			



1階 平面図 S=1/200

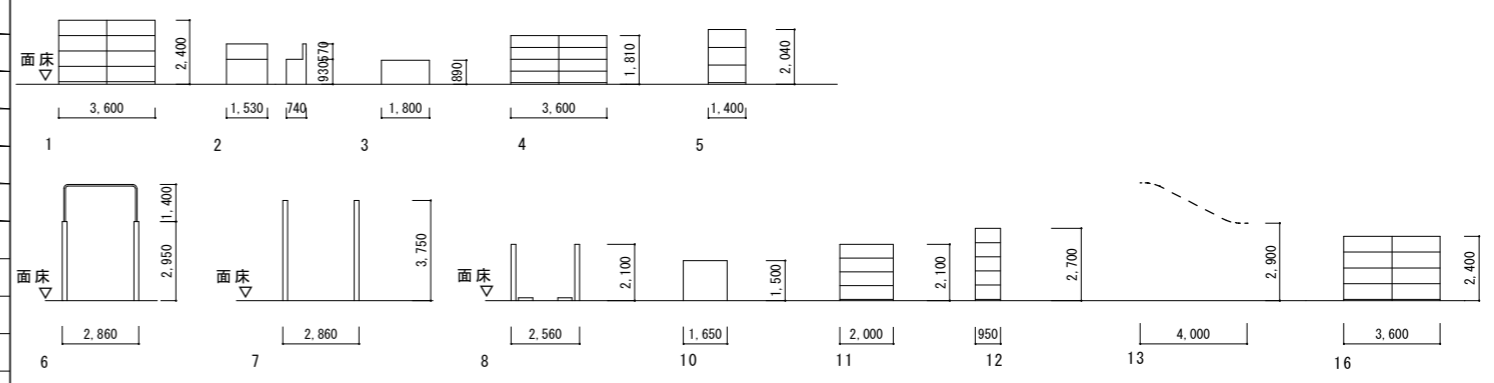


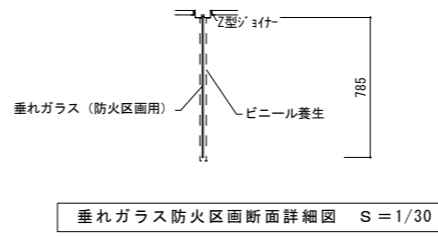
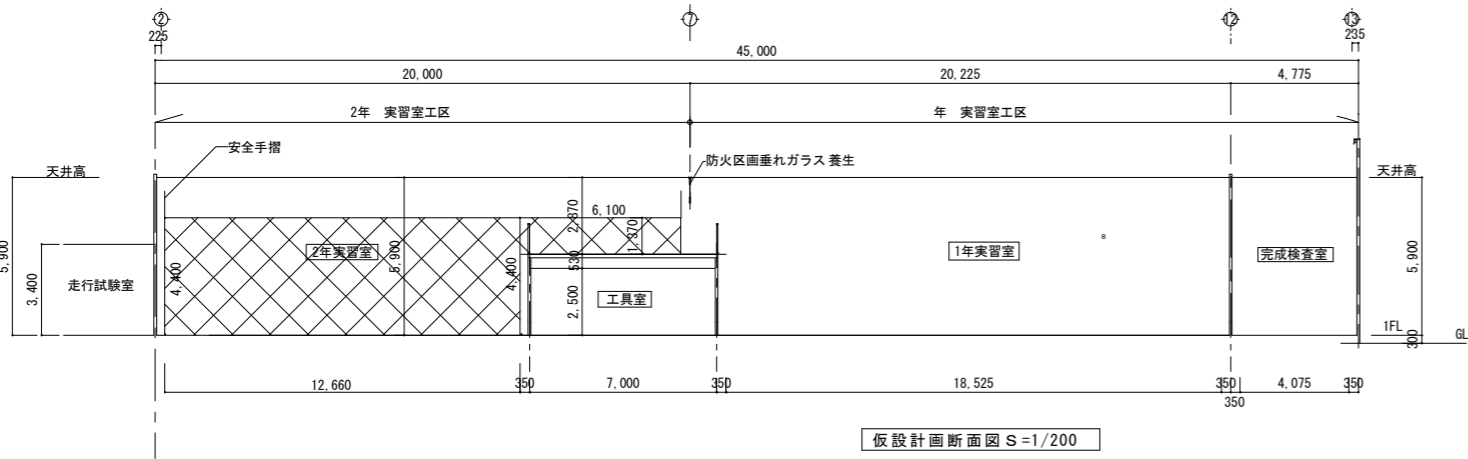
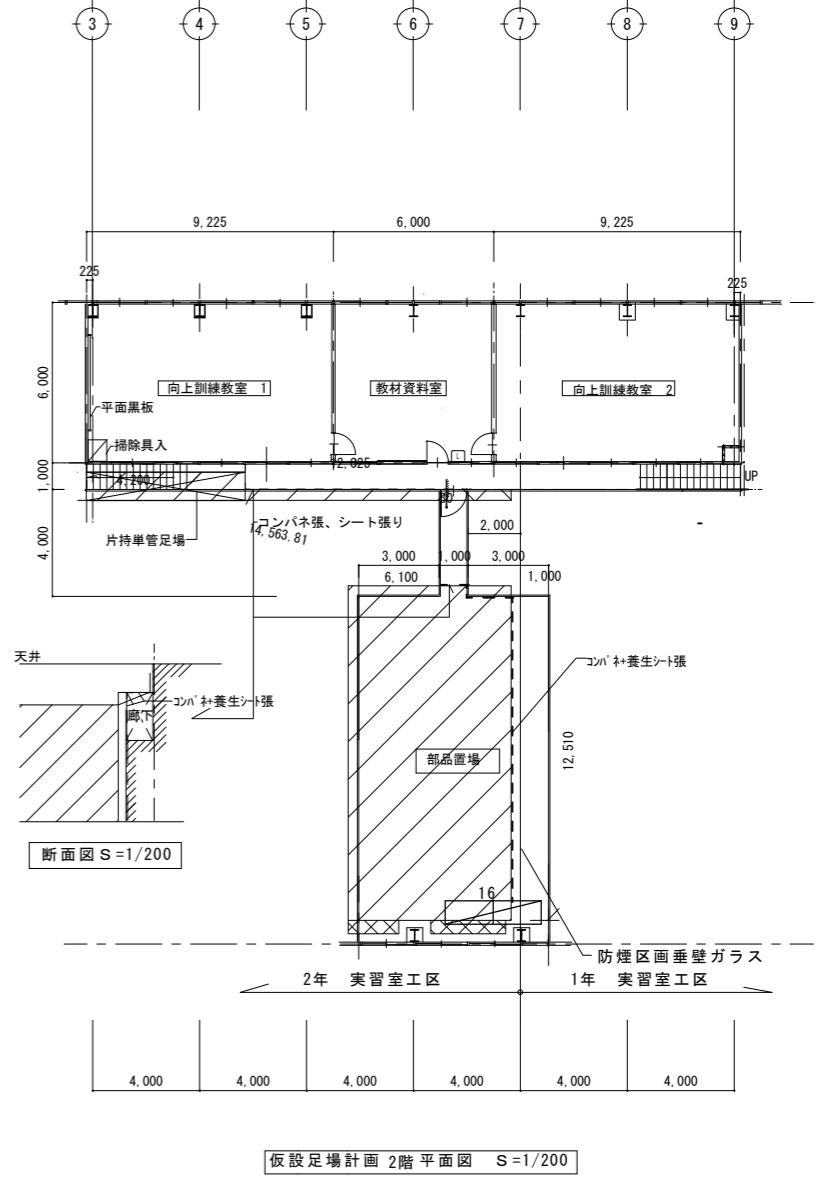
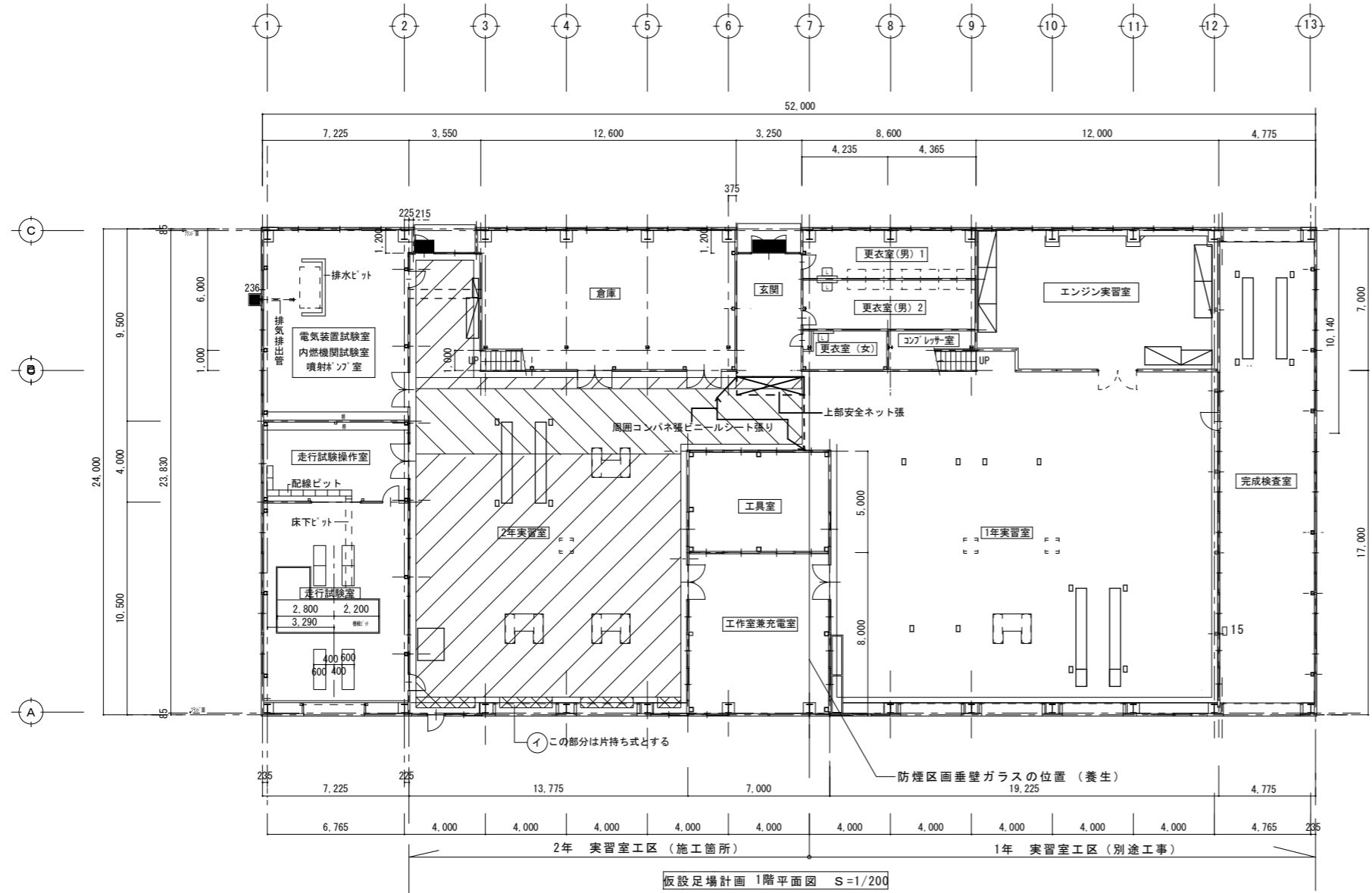
2階 平面図 S=1/200

1・2年 実習室 (移動できない工作物、マシン洗シンク、平台、タナ、エンジン等)						
番号	名称	箇所数	寸法 (L×D×H)	材質	形状	備考
1	タナ	1	3600×870×2400	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
2	マシン洗シンク	1	1530×740×(930+570)	ST及びSUS	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
3	平台	1	1800×900×890	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
4	タナ (3段)	1	3600×900×1810	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
5	タナ (2段)	1	1400×900×2040	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
6	門型2柱リフト	2	180×300×(2950+1400)	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む (柱及び上部バー材)
7	門型2柱リフト	1	180×300×3750	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む (柱のみ)
8	4柱リフト	3	2200×4000×2100	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む (柱及びリフト台)
9	トータスリフト	4		ST	床収納型	
10	エンジン	1	1650×1300×1500	ST	四角と考える寸法	養生ビニールシートで包む
11	タナ	1	2000×950×2100	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
12	タナ	1	950×300×2700	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
13	配線受けタナ	1		ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで包む
14	吊下型	3	600×600×150	ST	床面より3000上がる	養生ビニールシートで囲う
15	エア調整期	1	350×300×1200	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで囲う
16	タナ	1	3600×870×2400	ST	形状を別に示す	養生ビニールシートで囲う

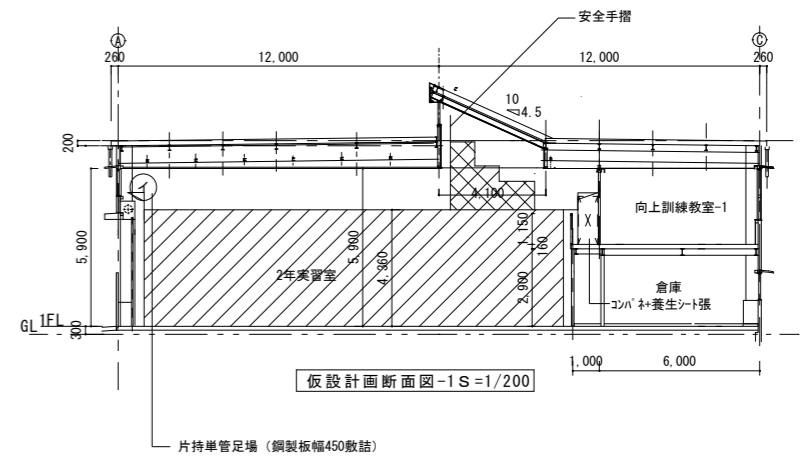
※ 床養生は工事箇所を全面ビニールシートで養生の上にベニヤ t=3敷詰

移動できない工作物、マシン洗シンク、平台、タナ、エンジン等の立面図 S=1/200





- ※ 床養生：シート数の上にベニア3mm敷詰
シートはブルービニールシート
- ※ ステージ床仕様
ステージ床は鋼製床板（枠組み足場用）を敷き詰める
周囲は安全手摺を取り付ける
- ▨ は内部足場ステージを示す（低いほう）
- ▧ は内部足場ステージを示す（高いほう）
- ▩ 片持単管足場（鋼製板幅450敷詰）



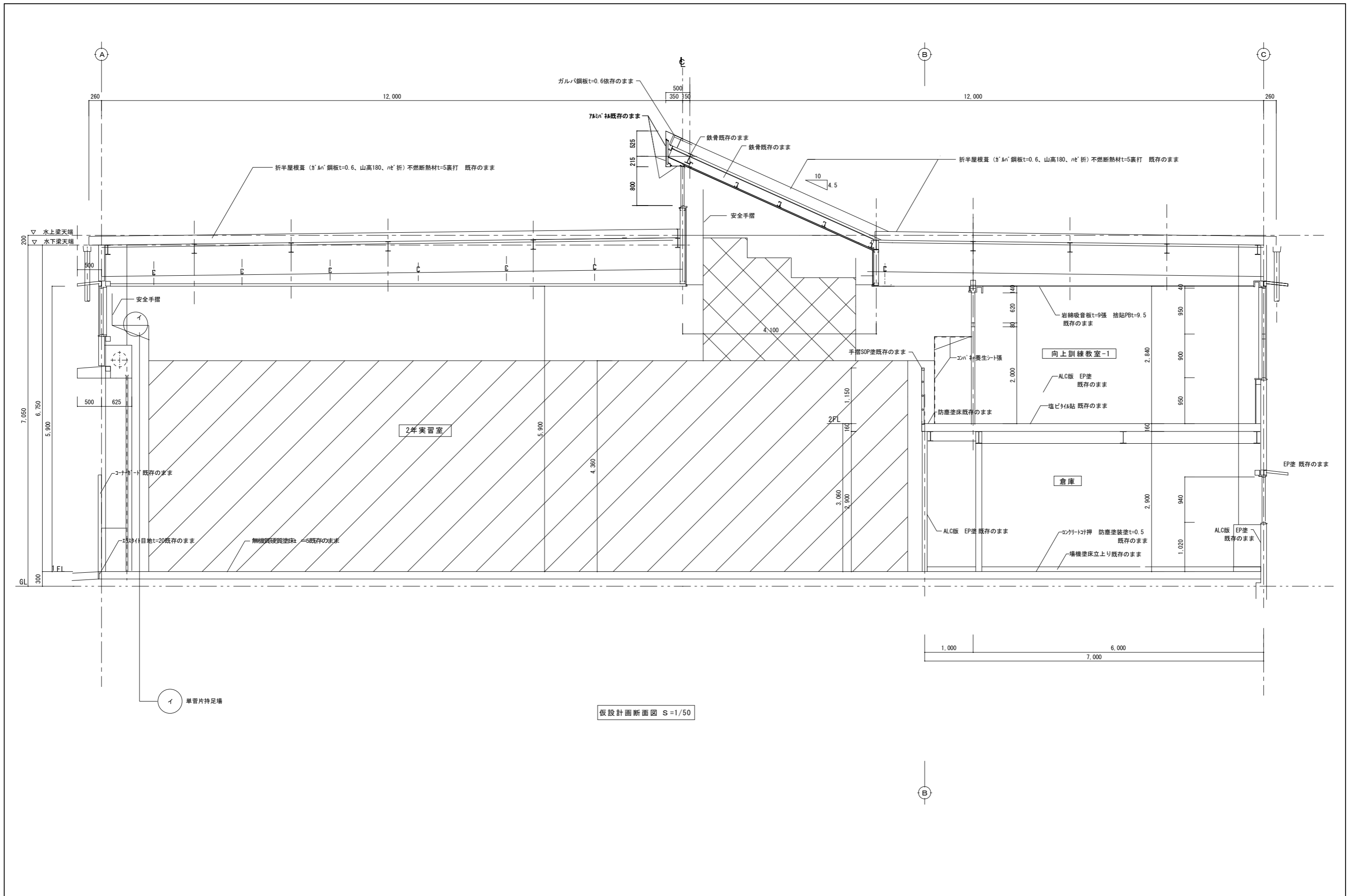
徳島県土木整備部営繕課

● 工事名
R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
● 図面名
仮設足場計画 1・2階平面図、仮設計断面図

● 図面番号
A-06
● 縮尺
S=1/30・200

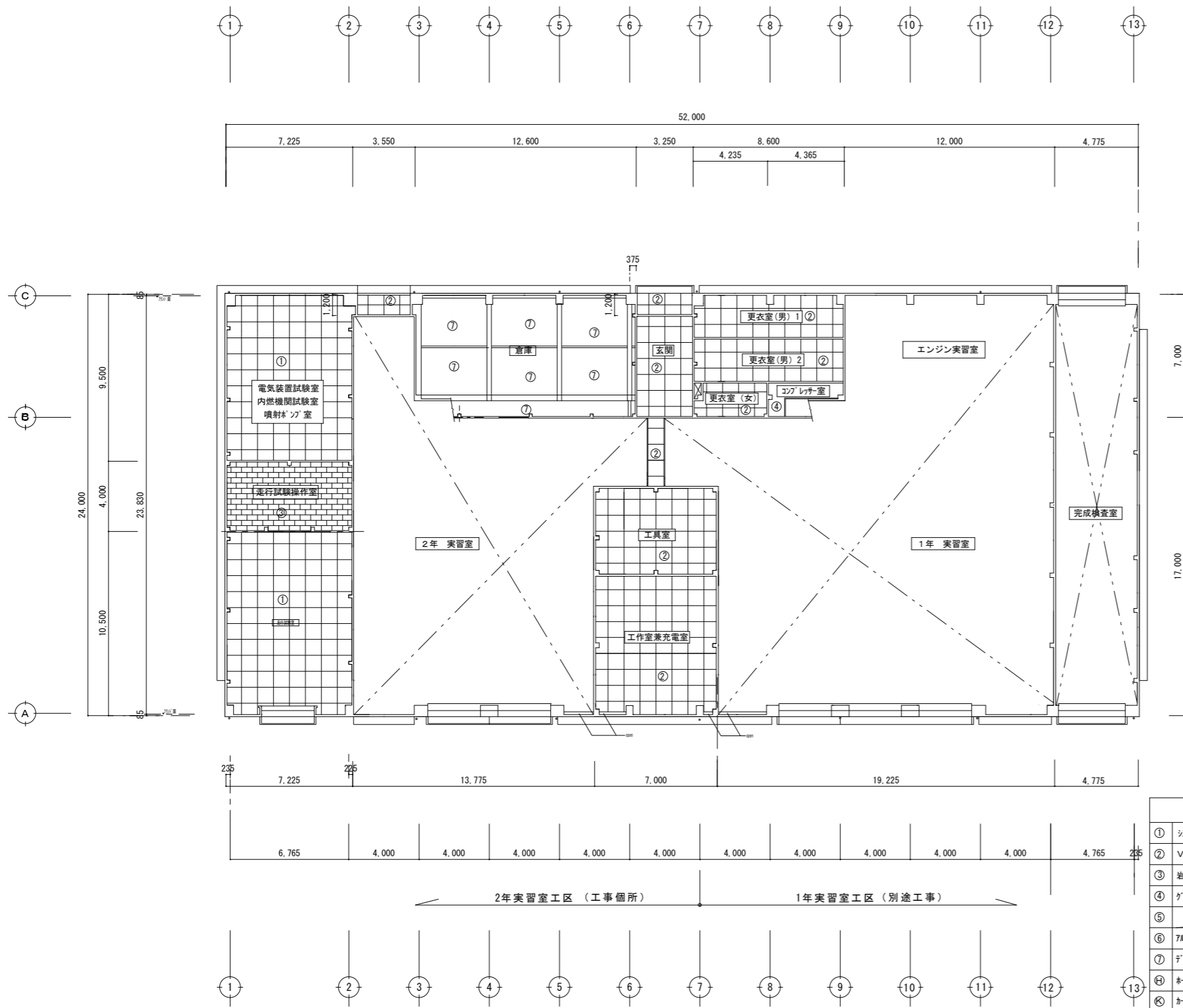
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



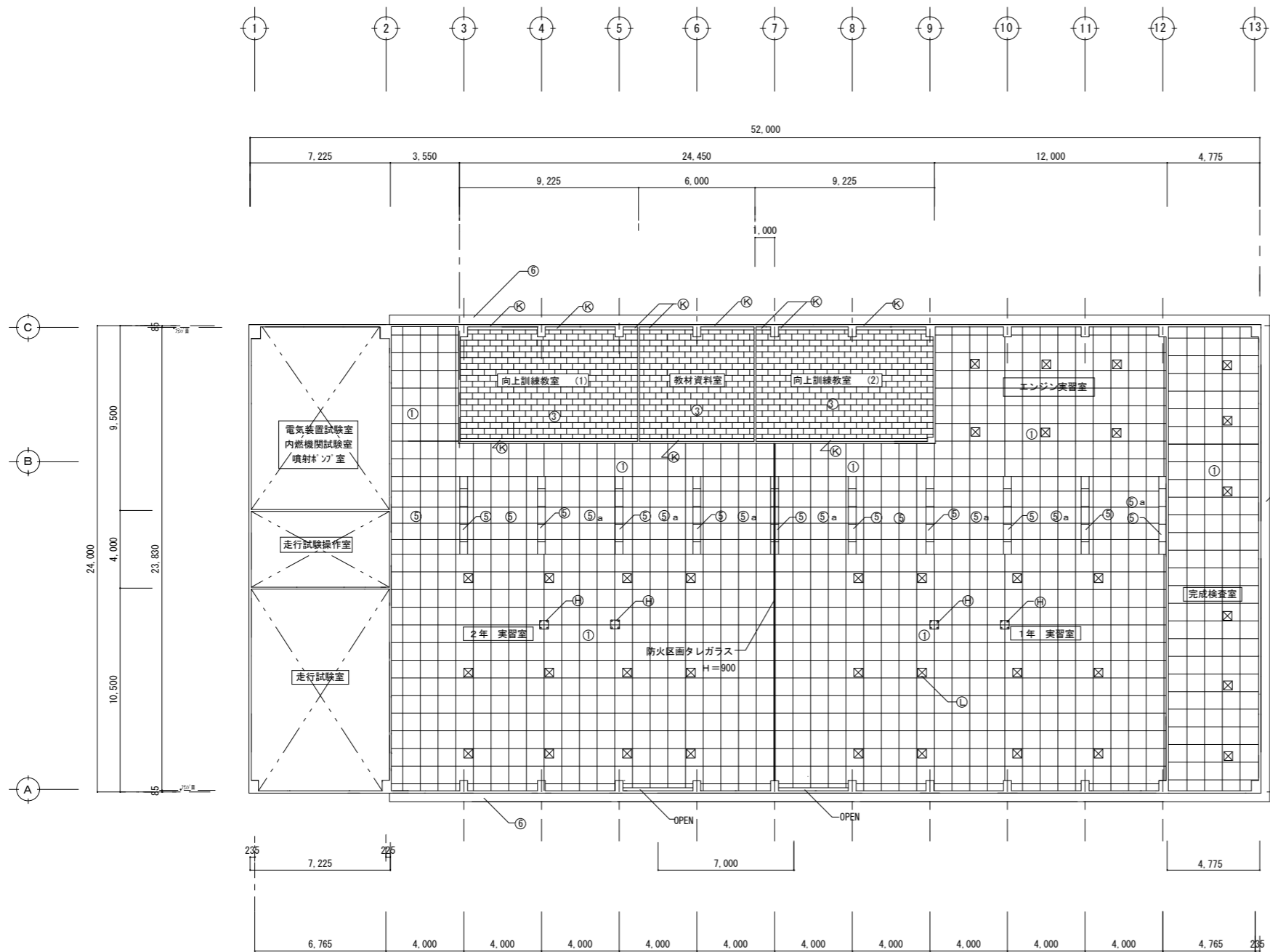
仮設計画断面図 S=1/50

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事 ●図面名 仮設計画断面図	●図面番号 A-07 ●縮尺 S=1/50	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号 管理建築士
-------------	---	--------------------------------	--



天井仕上 (既存天井)		天井仕上 (改修後天井)	
①	スチール天井 (ガラス繊維強化プラスチック t=25+メッシュ) スチール @1000×1000	①	スチール天井 既存のまま JIS規格不燃認定 9504 大臣認定不燃番号 NM-8610
②	V.P.塗 (ケイ酸カルシウム板t=6目透張)	②	既存のまま
③	岩綿吸音板 t=9貼 P.B.t=9.5捨張	③	既存のまま
④	ガラス繊維 t=25 (ガラス繊維、インジウム止) 下地P.B.12捨張	④	既存のまま
⑤		⑤	
⑥	7mm P.L. t=2.0加工	⑥	既存のまま
⑦	石膏PL現し SOP塗	⑦	既存のまま
⑧	ホース架台	⑧	
⑨	カーテンBOX	⑨	

既存 1階 天井伏図 S=1/200

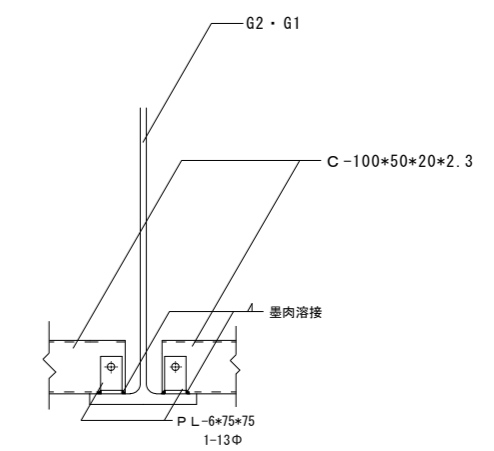
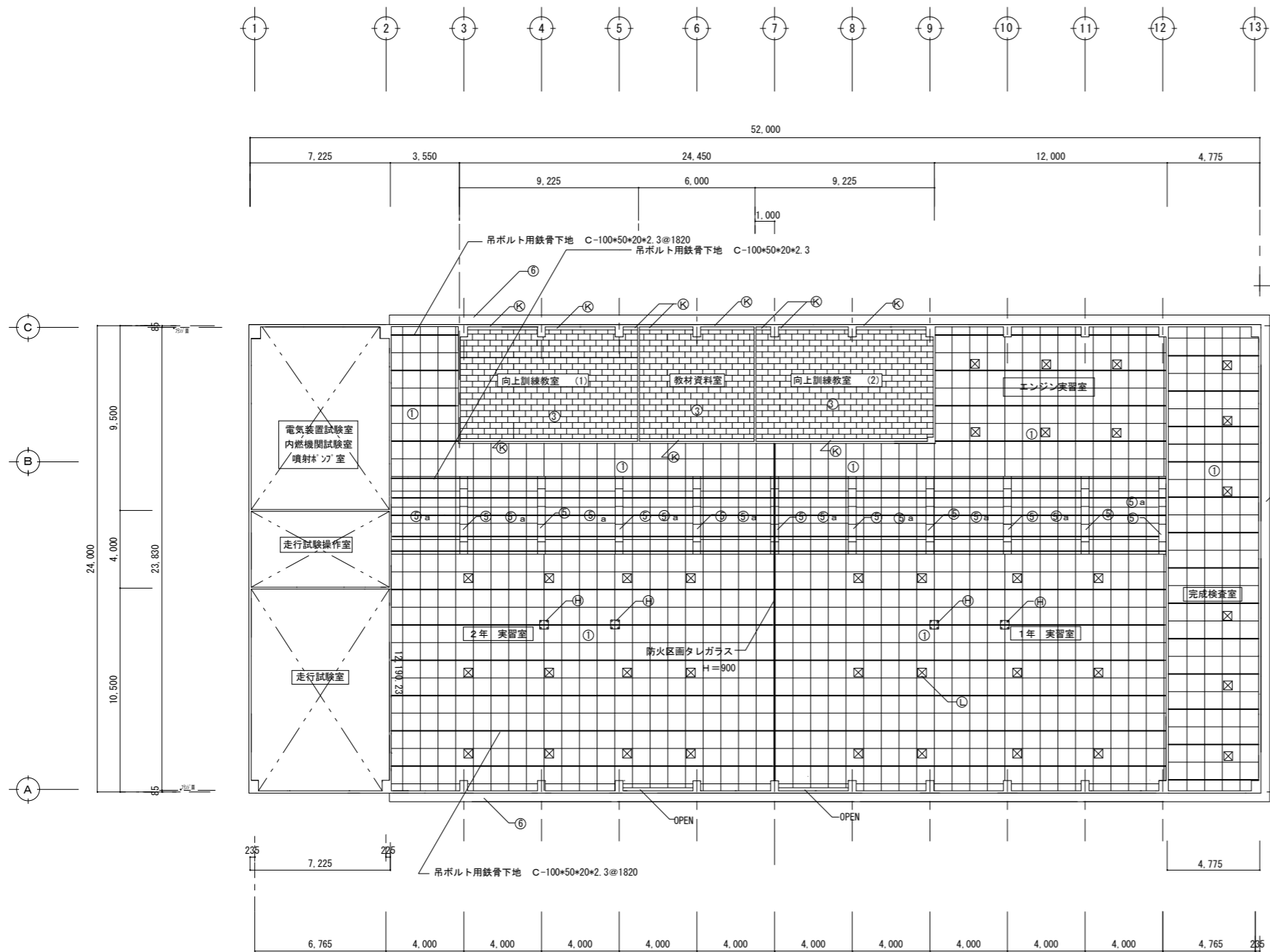


23.979.00

天井仕上 (既存天井)	天井仕上 (改修後天井)
① システム天井 (ガラス繊維ボード t=25+パッキン) スチール@1000×1000	① 既存撤去 システム天井 (ガラス繊維ボード t=25+パッキン) スチール@910×910 JIS規格不燃認定 9504 天井下地組LGS新設 大臣認定不燃番号 NM-8610
② V.P.塗 (ケイ酸カルシウム板t=6目透張)	② 既存のまま
③ 岩綿吸音板 t=9貼 PB t=9.5捨張	③ 既存のまま
④ ガラス繊維 t=25 (ガラス繊維、インサレーション) 下地PB12.5捨張	④ 既存のまま
⑤ AEP塗 (PB t=12.5目透張)	⑤ 既存撤去 AEP塗 (ケイ酸カルシウム板t=6張目透張) 天井下地組LGS新設
⑤a AEP塗 (PB t=12.5張)	⑤a 既存撤去 AEP塗 (ケイ酸カルシウム板t=6張) 天井下地組LGS新設
⑥ 7&8 P.L. t=2.0加工	⑥ 既存のまま
⑦ 石膏PL現し SOP塗 (2階には無)	⑦ 既存のまま
⑧ ホース吊架台	⑧ 既存のまま
⑨ カチンBOX	⑨ 既存のまま
	⑩ 天井点検口 450×450 アルミ製

2年 実習室工区 (工事箇所) 1年 実習室工区 (別途工事)

2階 天井伏図 S=1/200



天井仕上 (既存天井)	天井仕上 (改修後天井)
① システム天井 (ガラス繊維ボード t=25+パツス) スチール@1000×1000	① 既存撤去 システム天井 (ガラス繊維ボード t=25+パツス) スチール@910×910 JIS規格不燃認定 9504 天井下地組LGS新設 大臣認定不燃番号 NM-8610
② V.P.塗 (ケイ酸カルシウム板t=6目透張)	② 既存のまま
③ 岩綿吸音板 t=9貼 PB t=9.5捨張	③ 既存のまま
④ ガラス繊維 t=25 (ガラス繊維、インサレーション) 下地PB12.5捨張	④ 既存のまま
⑤ AEP塗 (PB t=12.5目透張)	⑤ 既存撤去 AEP塗 (ケイ酸カルシウム板t=6張目透張) 天井下地組LGS新設
⑤a AEP塗 (PB t=12.5張)	⑤a 既存撤去 AEP塗 (ケイ酸カルシウム板t=6張) 天井下地組LGS新設
⑥ 7&8 P.L. t=2.0加工	⑥ 既存のまま
⑦ 石膏PL現し SOP塗 (2階には無)	⑦ 既存のまま
⑧ ホース吊架台	⑧ 既存のまま
⑨ カチンBOX	⑨ 既存のまま
	⑩ 天井点検口 450×450 アルミ製

2階 既存天井伏図 S=1/200

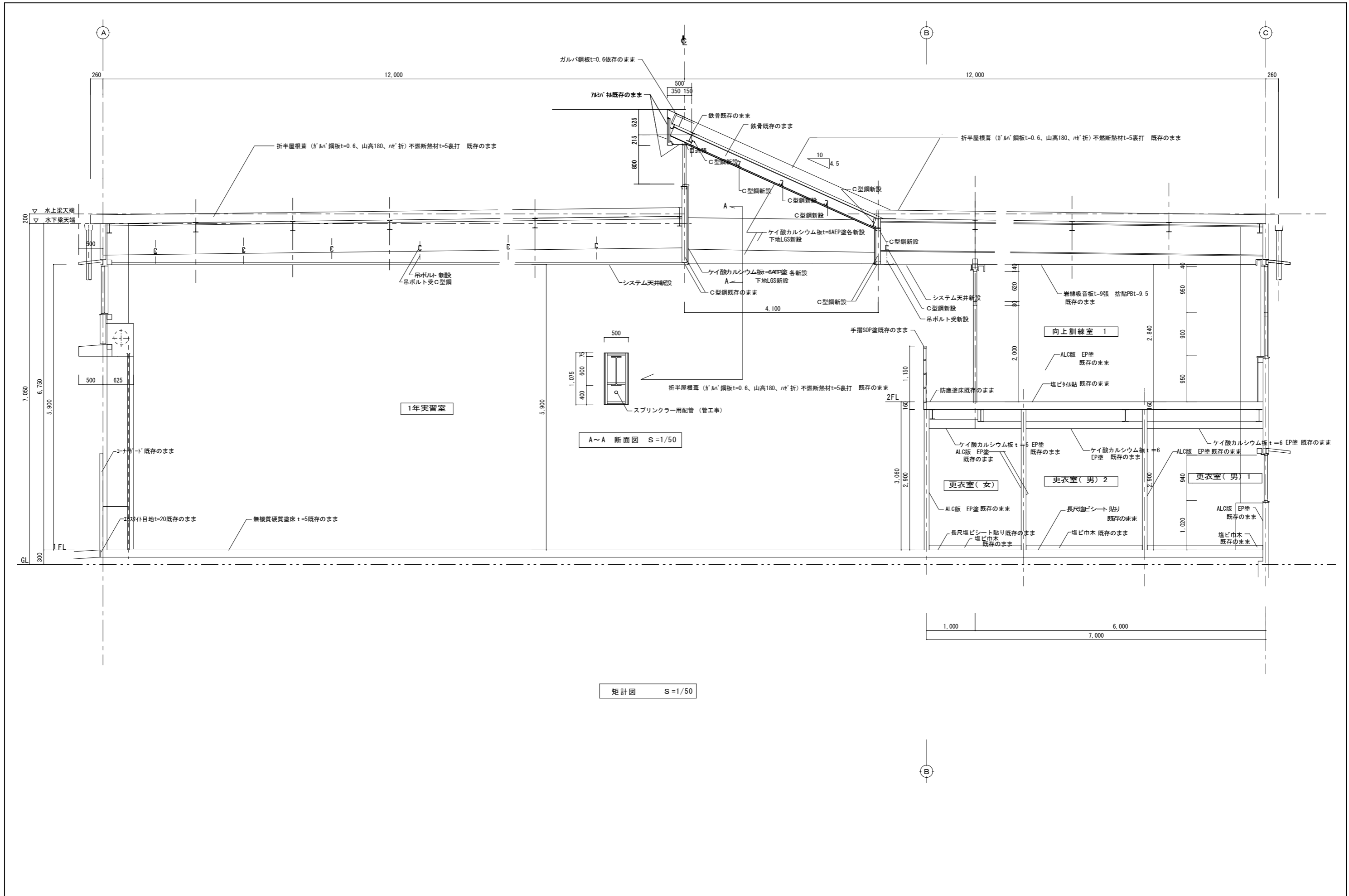
徳島県土木整備部営繕課

● 工事名
R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
● 図面名
2階 吊ボルト用鉄骨下地天井伏図

● 図面番号
A-10
● 縮尺
S=1/200

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



矩計図 S=1/50

A~A 断面図 S=1/50

1年実習室

更衣室(男)2

更衣室(女)

更衣室(男)1

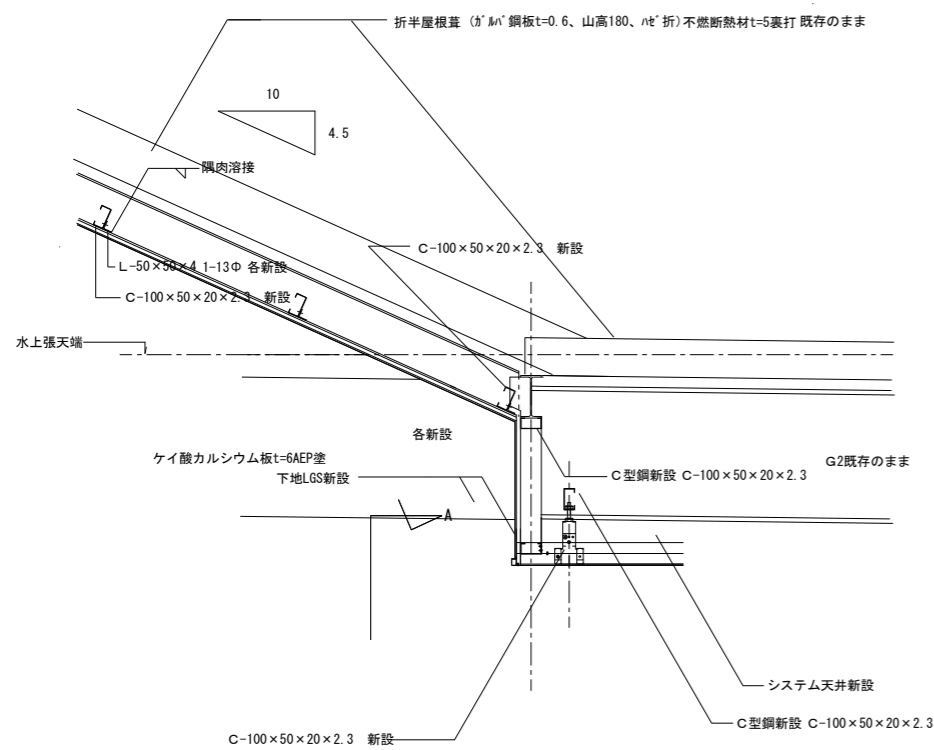
向上訓練室1

徳島県県土整備部営繕課

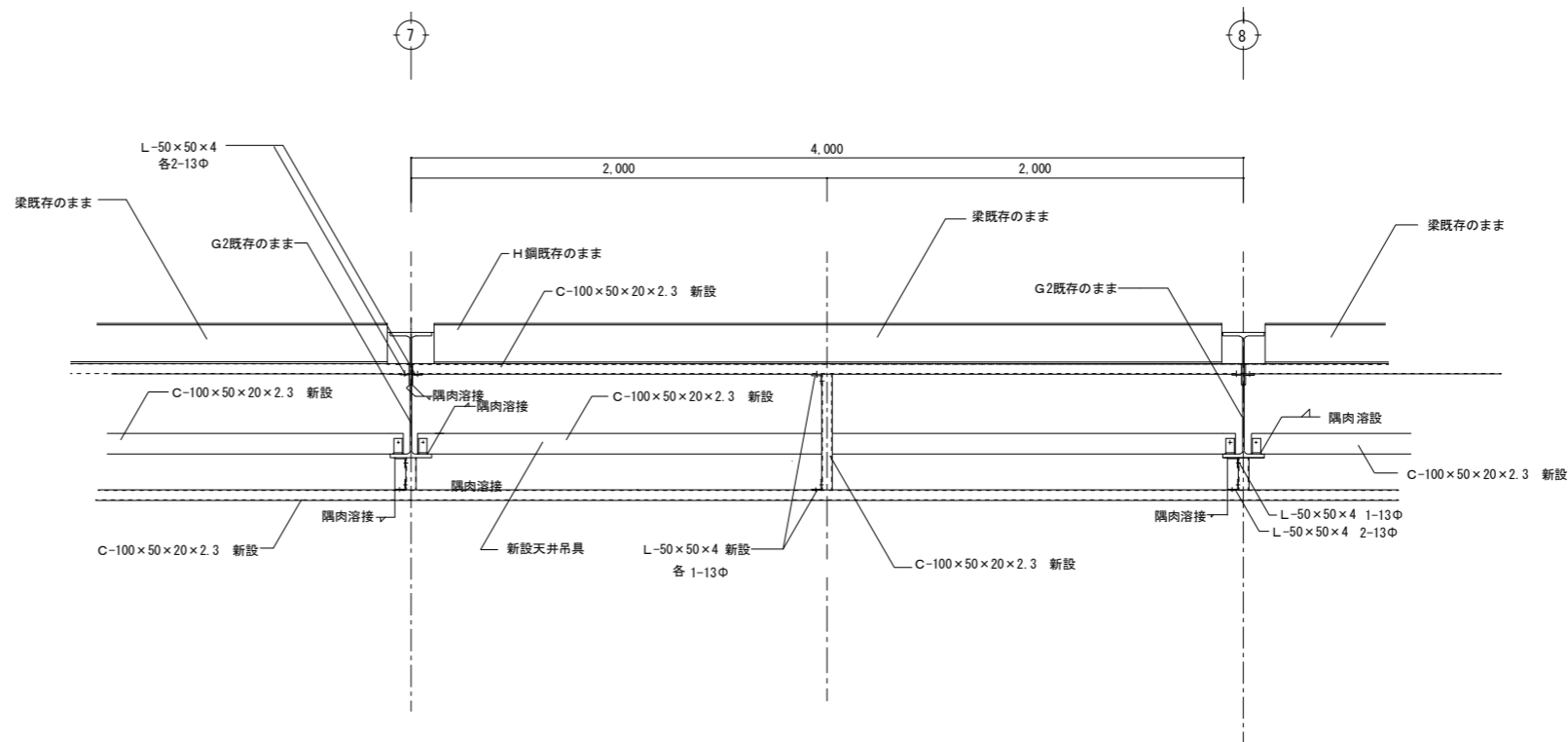
● 工事名
R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
● 図面名
矩計図

● 図面番号
A-11
● 縮尺
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第96221号
TEL 088-636-2712

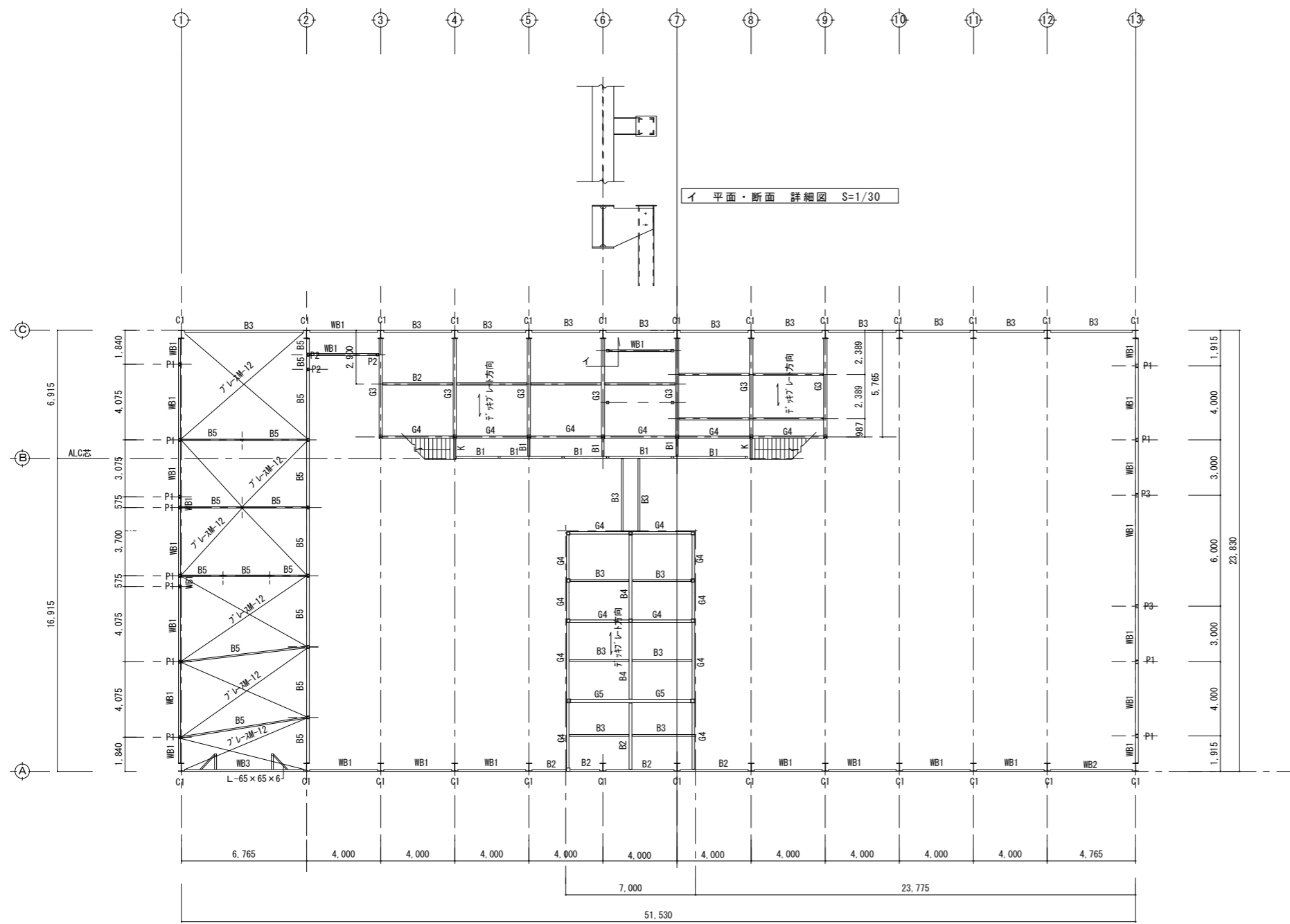


斜め天井詳細図 S=1/25



A部 正面鉄骨図 S=1/25

<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事</p> <p>●図面名 斜め天井詳細図・A部正面鉄骨図</p>	<p>●図面番号 A-12</p> <p>●縮尺 S=1/25</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号</p>	<p>管理建築士</p>
--------------------	---	---	---	--------------



Ⅰ 平面・断面 詳細図 S=1/30

既存 中2階 梁伏図 S=1/200

2年 実習室工区 (工事箇所) 1年 実習室工区 (別途工事)

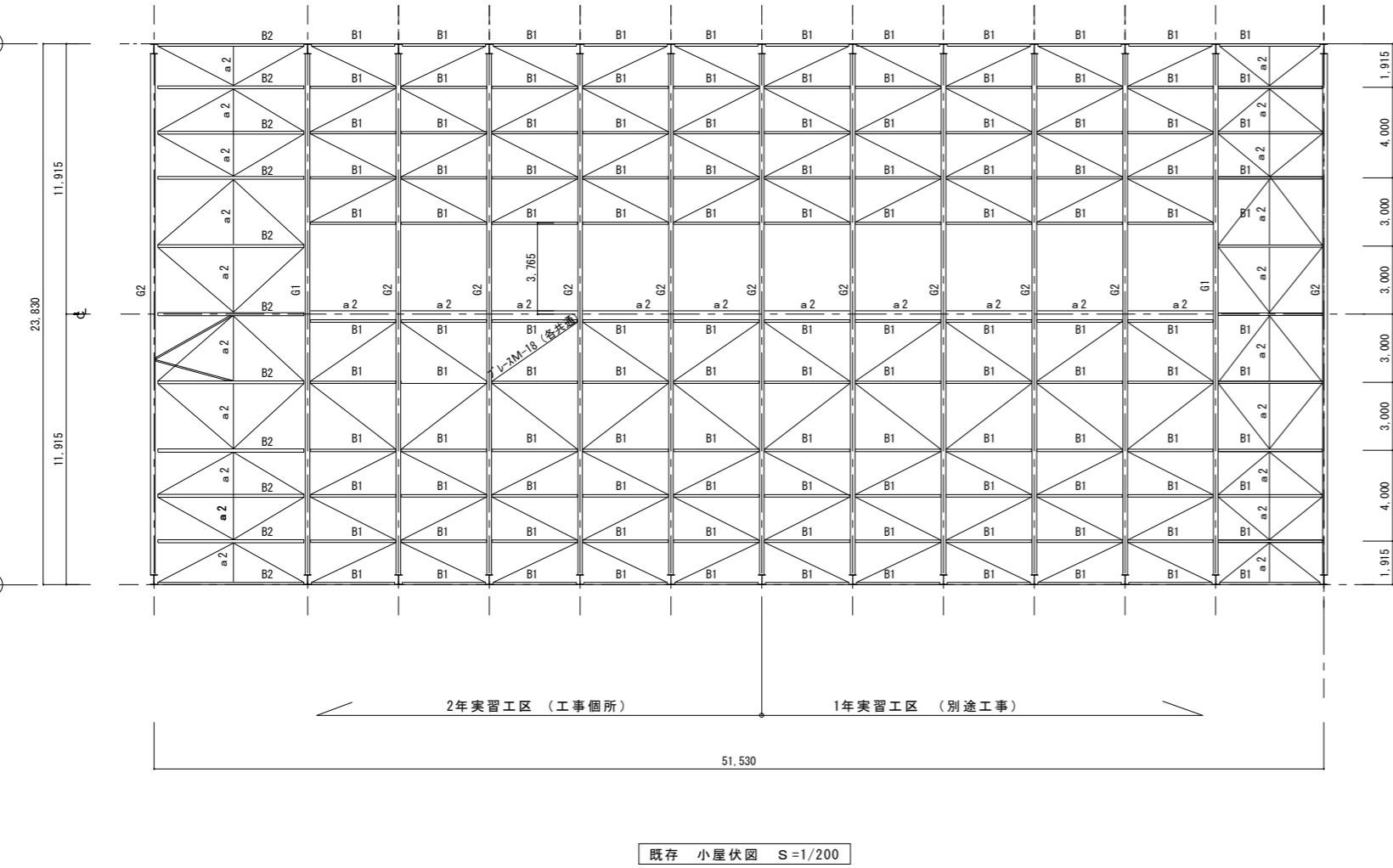
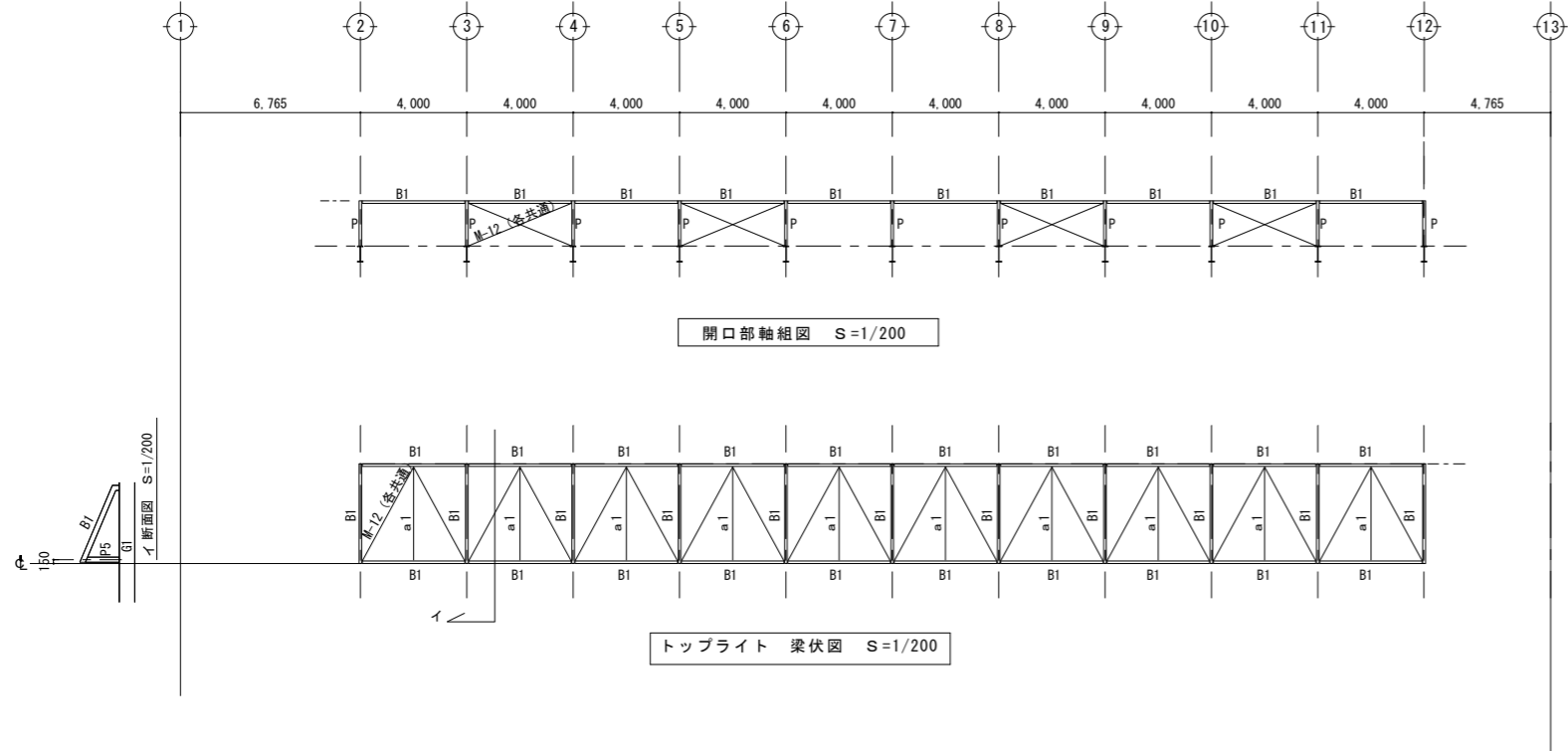
徳島県土木整備部営繕課

● 工事名
R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
● 図面名
既存 中2階 梁伏図

● 図面番号
A-13
● 縮尺
S=1/200

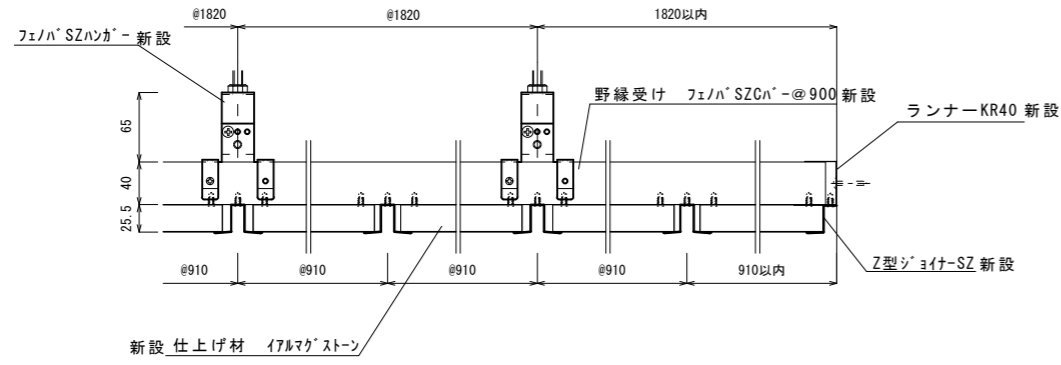
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士

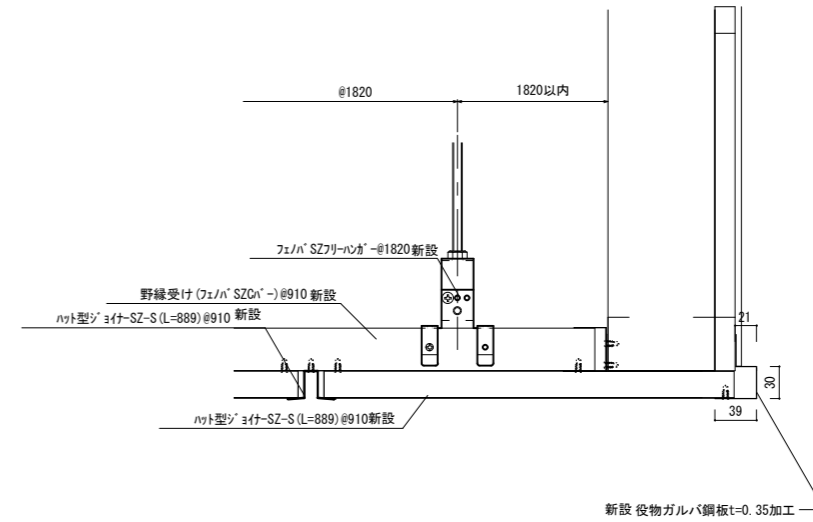


鋼種 S S 400		備考
符号	寸法	
C1	H-440×300×11×18	
C2	H-150×150×7×10	
C3	□-175×175×9	
C4	□-200×200×9	
G1	H-606×201×12×20	
G2	H-600×200×11×17	
G3	H-346×174×6×9	
G4・K	H-250×125×6×9	
G5	H-350×175×7×11	
B1・P5	H-198×99×4.5×7	
B2	H-248×124×5×8	
B3	H-200×100×5.5×8	
B4	H-298×149×5.5×8	
B5	H-150×75×5×7	
WB1・P4	□-100×100×6	
WB2・P5	□-125×125×6	
WB3・P1	□-150×150×9	
WB4・P2	□-145×175×6	
a1	C-100×50×20×2.3	
a2	2 C-100×50×20×2.3	
ブレース	M-19 (一般屋根)	ターンバックル締
デッキPL	M-12 (トップライト上)	
HTB	F10T	
錆止め塗装	J I S K 5622 (工場1回、現場1回)	

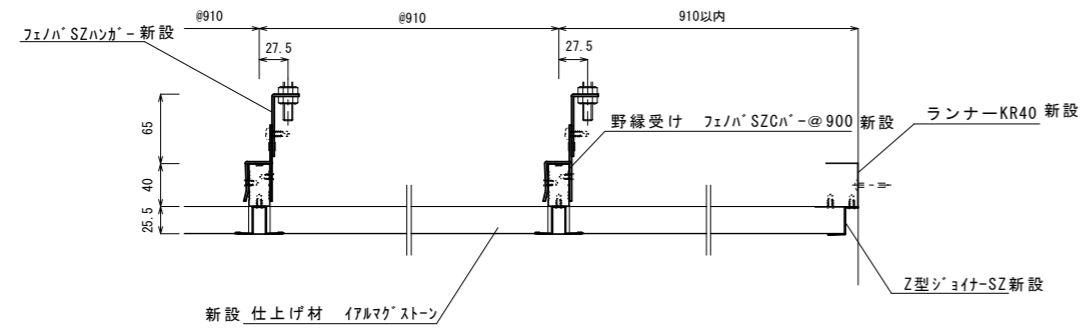
野縁受け方向 納まり図 S=1/5



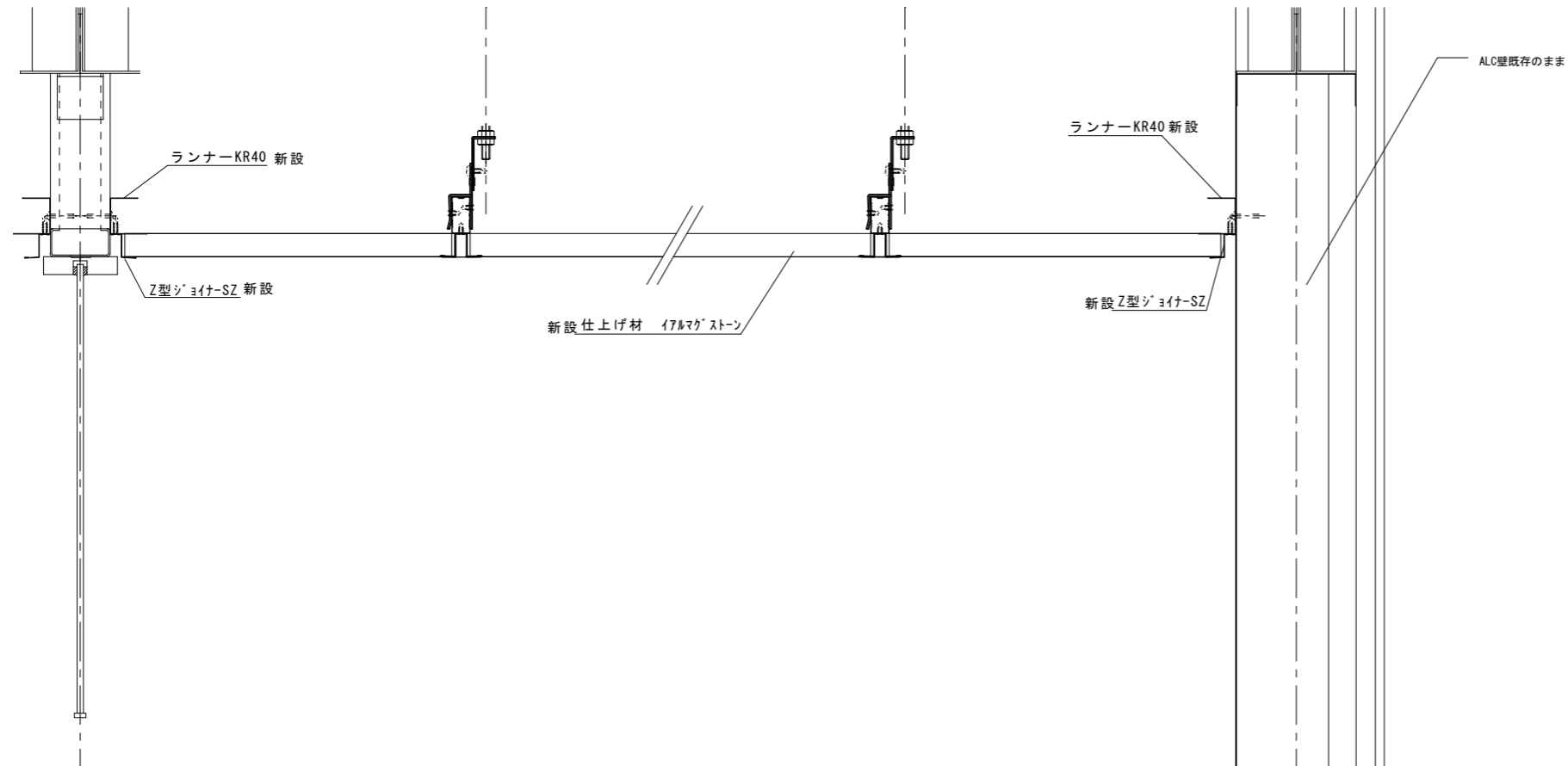
折り上げ天井部 納まり図 S=1/5



野縁受け直交方向 納まり図 S=1/5



防煙垂れ壁取合い 納まり図 S=1/5



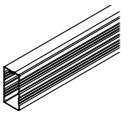
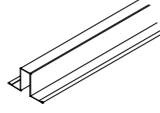
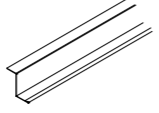
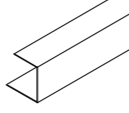
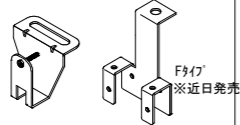
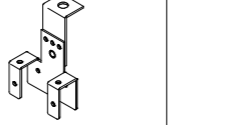
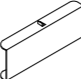

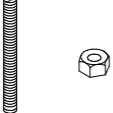
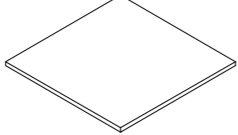

徳島県土整備部営繕課

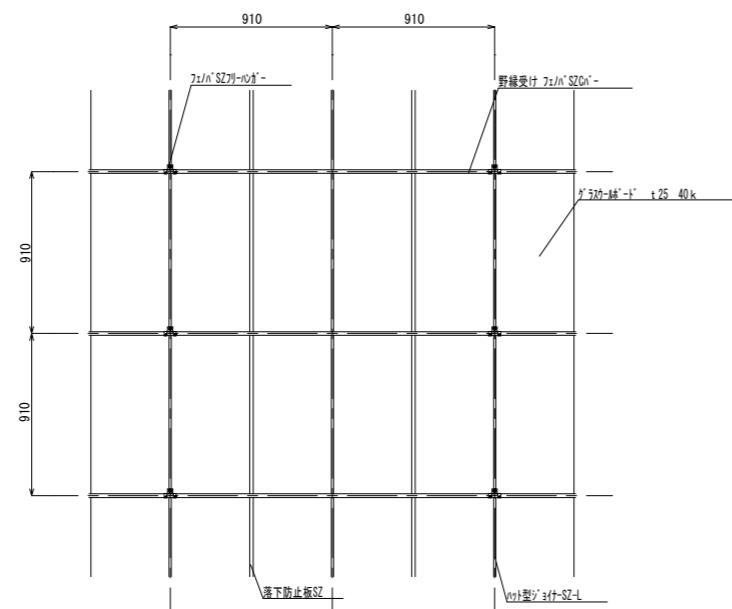
●工事名
R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
●図面名
各部天井取合詳細図-1 (参考図)

●図面番号
A-15
●縮尺
S=1/5

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士

軽量天井 部材一覧			
 野縁受け フェノ SZ06	 ハット型ジョイント S・Z・L	 Z型ジョイント SZ	 ランナー KR40
 フェノ SZハンガー	 フェノ SZフリーハンガー	 野縁受けジョイント	 落下防止板 SZ
 吊ボルト・ナット (W3/8)	 ガラス繊維ボード t25 40k	 シルトップ	
軽量天井 平面図 (S:1/30)			



徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事	●図面番号 A-16	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
	●図面名 参考図-1 (軽量天井部材一覧表)	●縮尺 S = 1/30		

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電 灯 ・ 設 備	天井改修に伴う照明器具の取外し再取付工事の一式
自 動 火 災 報 知 設 備	天井改修に伴う感知器の取外し再取付工事の一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検査し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)(標仕 <I>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は(特定の施設)・一般の施設)であり、地域係数は(1.0)・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
1階及び地下階	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
- 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽質な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートは材質は新金属とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)

なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₂接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)

垂鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4)

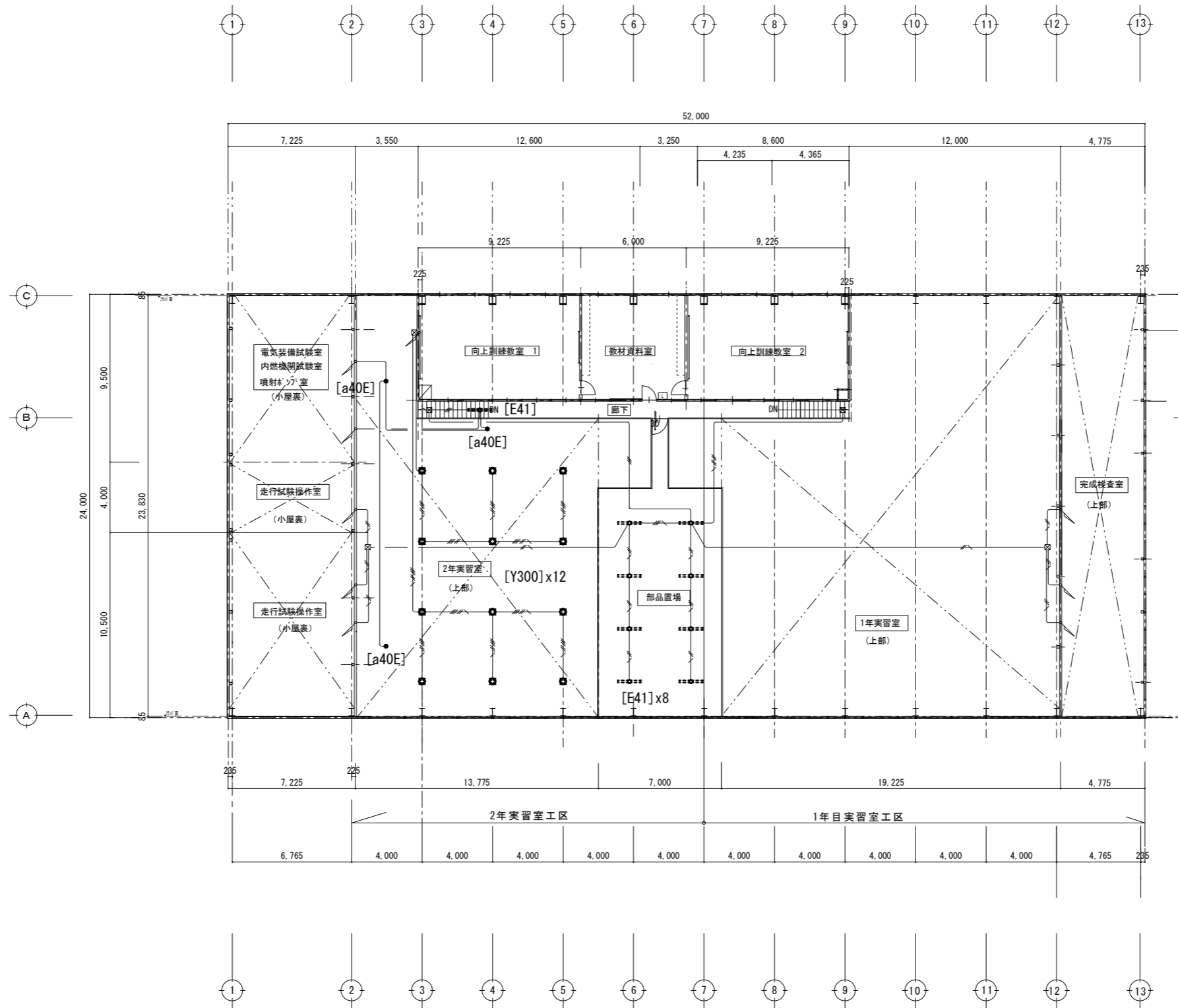
なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鋳鉄製ふた(マンホールふた)	

	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 2 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事	●図面番号 E001	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5	管理建築士
			●図面名 電気設備特記仕様書	●縮尺	関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	



[Y300] HF300Wx1天井吊り型昇降装置付き
転落防止吊りワイヤー新規取付

■ 取り外し再取付
■ 現状のまま

[E41] FLR40x1直付け型 取り外し再取付

FSS4-401RH

— 取り外し再取付
— 現状のまま

[a40E] LED非常灯 既設器具取替

K1-LRS11-3

器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m
単体配置	A 1	5.4	5.9	6.3	6.9	7.9	8.7
直線配置	A 2	11.3	12.7	13.5	15.2	18.6	21.0
四角配置	A 4	8.5	9.6	10.2	11.6	14.6	17.2

既設配線は下記による

—	IV 1.6x2 (16)
—	IV 1.6x3 (16)
—	IV 1.6x2, E1.6 (16)
—	IV 1.6x3, E1.6 (16)
—	IV 2.0x2, 1.6x3, E1.6 (22)

2階 平面図 S=1/200

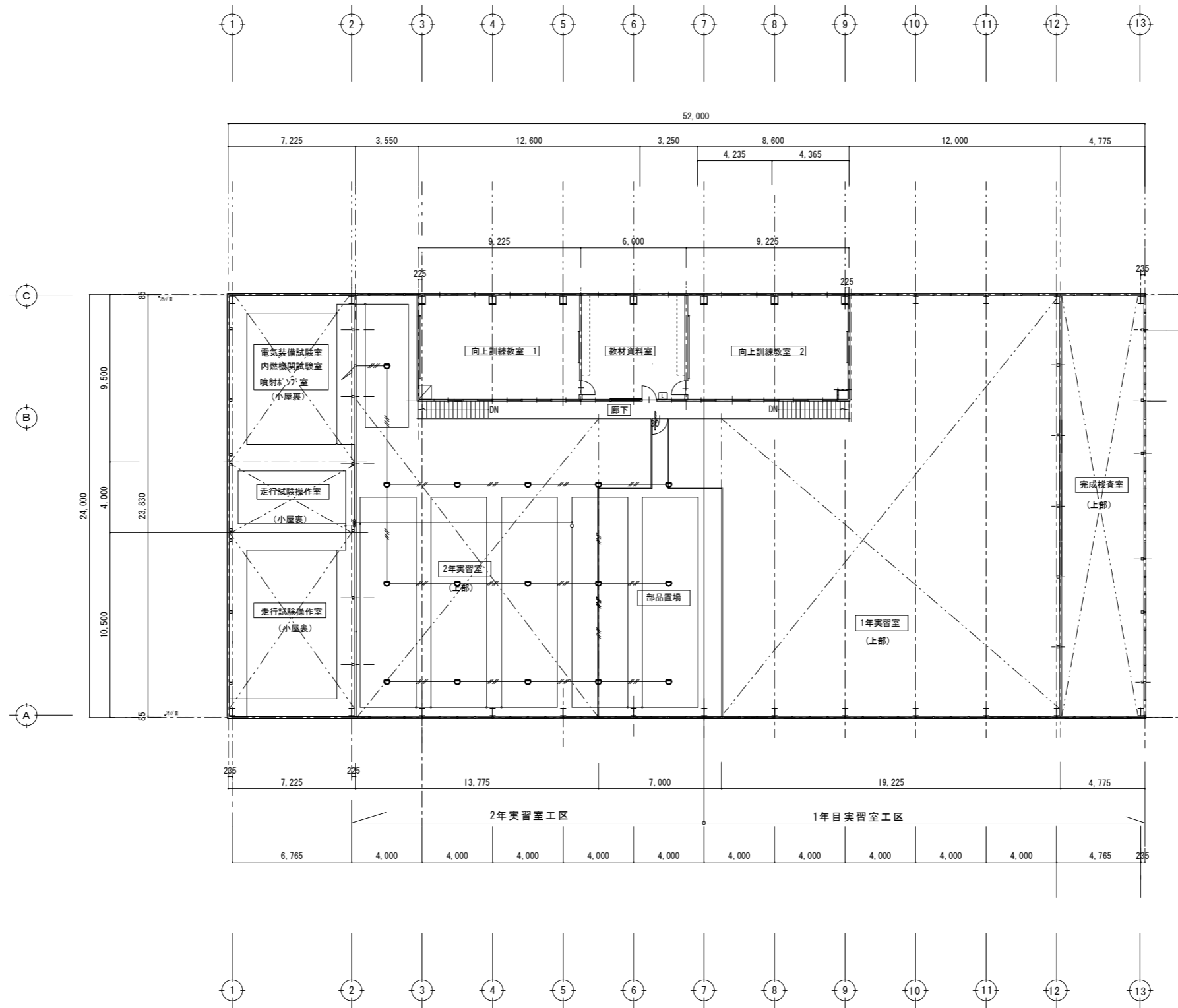
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名 R2 営繕
南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
● 図面名
電灯設備 2階 平面図

● 図面番号
E002
● 縮尺
S=1/200

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



2階 平面図 S=1/200

機器表

	差動式スポット型感知器	2種 既設品取り外し再取付
	空気管	既設空気管、天井内、天井改修時破損に注意
既設配線は下記による		
感知器	天井内	AE 1.2-4C (PF16)

管工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
衛生器具設備	
給 水 設 備	
排 水 設 備	
給 湯 設 備	
消 火 設 備	図示の消火設備を改修する工事一式。
ガ ス 設 備	
浄 化 槽 設 備	
撤 去 工 事	

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.4)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I> 1.4.2)上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図面に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <Q>4.1.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 - 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は($\frac{1}{1.0}$ ・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注)上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- 重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・)
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 質量100kg以下の軽質な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

11. 各種荷重計算

対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・)

12. 強度計算

対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・)

13. コンクリート工事

受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <Q>2.6.1、<Q>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <Q>2.7.1、監理指針 <Q>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クランチャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <Q>2.7.1、監理指針 <Q>2.7.1)
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- スリーブ材料については、(標仕 <Q>2.2.27、監理指針 <Q>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <Q>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <Q>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 給水ポンプ装置 ・)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・)屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(標仕 <Q>2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕 <Q>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針 <Q>2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <I>1.7.4)なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <Q>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		
排 水 (衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃 (屋外)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	保温付被覆鋼管		
〃 (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

VI. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 2 営繕
南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
●図面名
管工事 仕様書

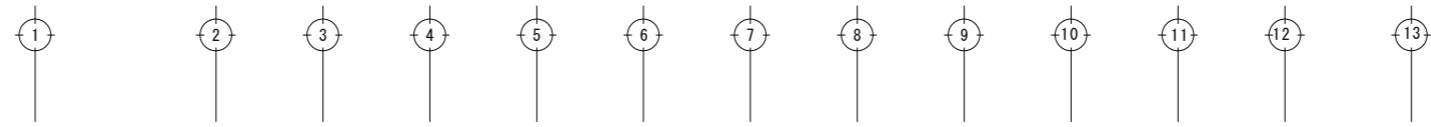
●図面番号
P O O 1

株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5

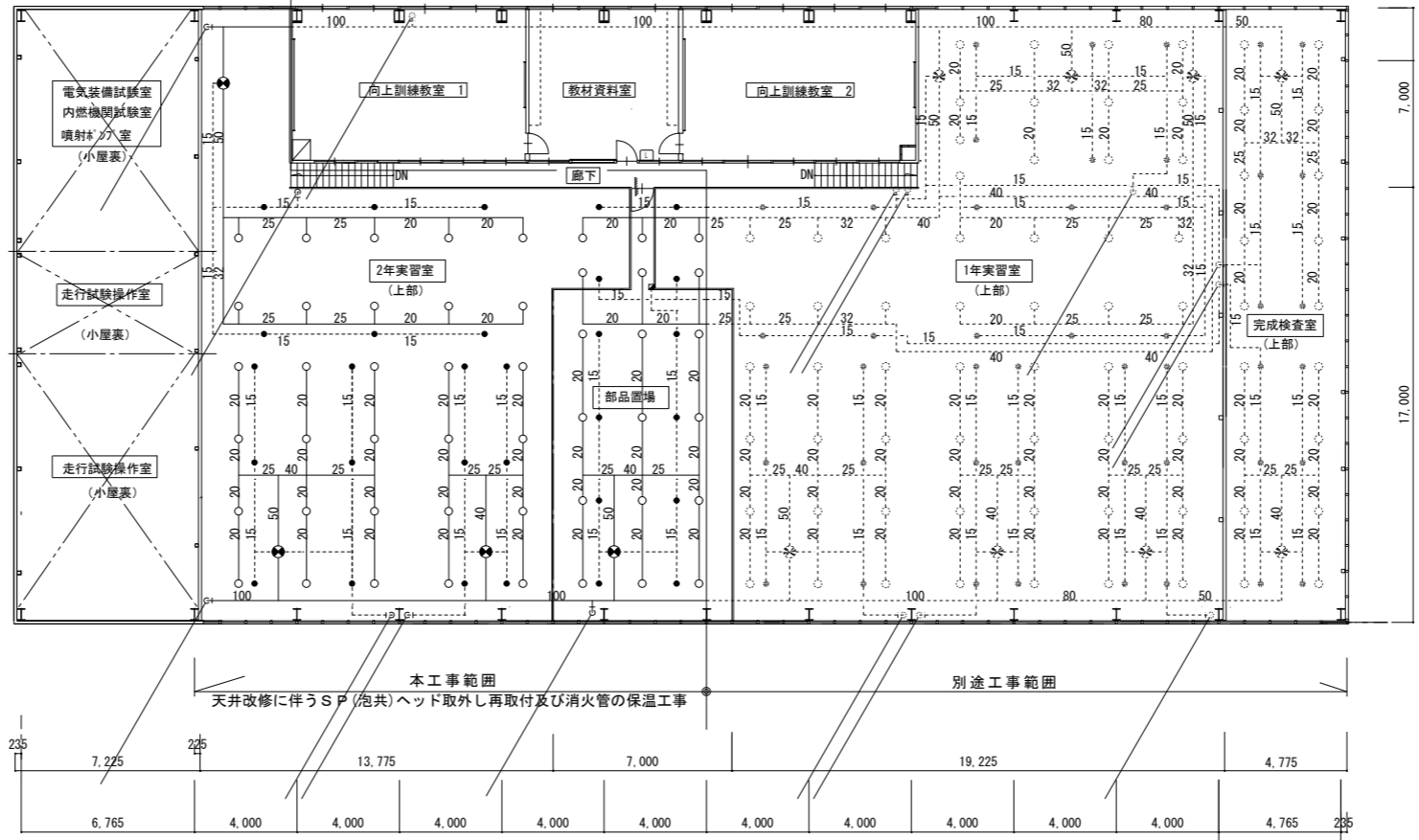
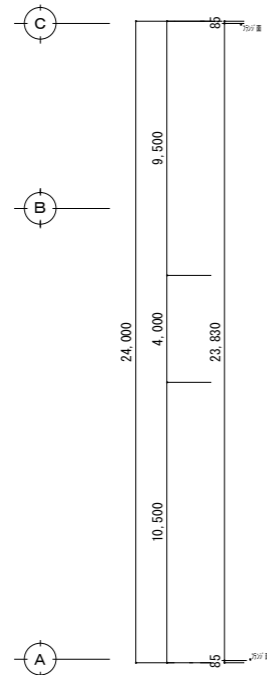
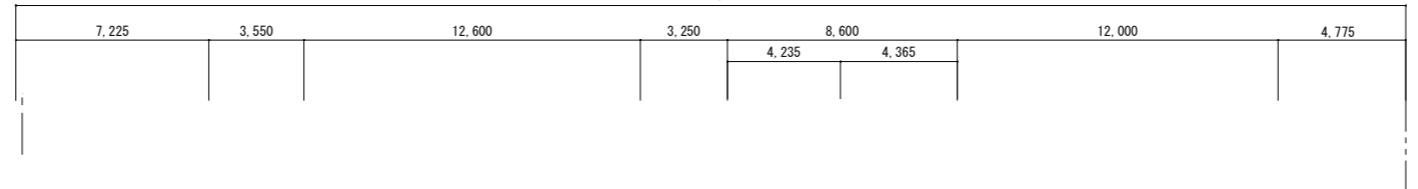
管理建築士

●縮尺
N T S

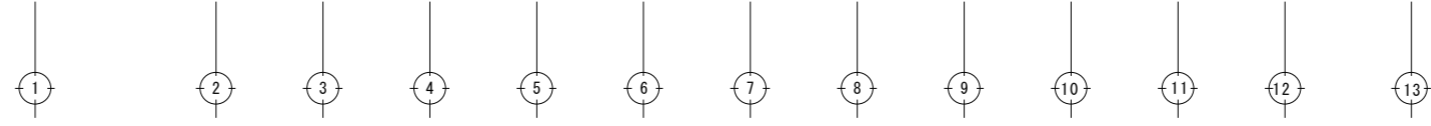
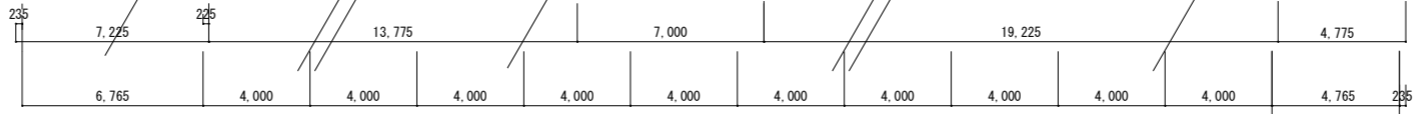
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号



52,000



7,000
17,000



2階 平面図 S=1/200

※施工期間中泡消火器（B火災7単位）を設置すること

徳島県土木整備部営繕課

●工事名 R2 営繕
南部テクノスクール 阿南・桑野 自動車整備科棟天井改修工事
●図面名
消火設備 2階平面図(改修)

●図面番号
P002
●縮尺
S=1/200

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士